

令和6年第3回
笠間市議会定例会会議録 第4号

令和6年9月17日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	大関久義君
副議長	8番	内桶克之君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	9番	田村幸子君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	畑岡洋二君
	16番	飯田正憲君
	17番	西山猛君
	18番	石松俊雄君
	19番	大貫千尋君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
市副市長	近藤慶一君

教 育 長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室 長	堀 江 正 勝 君
政 策 企 画 部 長	北 野 高 史 君
総 務 部 長	後 藤 弘 樹 君
環 境 推 進 部 長	小 里 貴 樹 君
保 健 福 祉 部 長	堀 内 信 彦 君
こ ど も 部 長	深 澤 充 君
市立病院事務局長	木 村 成 治 君
産 業 経 済 部 長	磯 山 浩 行 君
都 市 建 設 部 長	関 根 主 税 君
上 下 水 道 部 長	友 部 邦 男 君
教 育 部 長	松 本 浩 行 君
消 防 長	菌 部 恵 一 君
会 計 管 理 者	西 山 浩 太 君
笠 間 支 所 長	根 本 薫 君
岩 間 支 所 長	橋 本 祐 一 君
監 査 委 員 事 務 局 長	細 谷 敦 君
企 画 政 策 課 長	森 望 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	井 坂 亜 紀 子 君
デ ジ タ ル 戦 略 課 長	鈴 木 昭 彦 君
情 報 政 策 調 整 官	長 谷 川 尚 一 君
社 会 福 祉 課 長	瀬 谷 昌 巳 君
社 会 福 祉 課 長 補 佐	高 松 繁 樹 君
高 齢 福 祉 課 長	金 木 和 子 君
高 齢 福 祉 課 長 補 佐	伊 藤 浩 君
農 政 課 長	菊 地 恵 一 君
農 政 課 長 補 佐	須 藤 辰 紀 君
栗 ブ ラ ン ド 戦 略 室 長	藤 咲 篤 君
商 工 課 長	桑 嶋 一 志 君
商 工 課 長 補 佐	山 本 明 子 君
観 光 課 長	山 内 一 正 君
観 光 課 長 補 佐	川 松 祐 市 君
都 市 計 画 課 長	鶴 田 宏 之 君
都 市 計 画 課 長 補 佐	大 嶋 信 二 君
学 務 課 長	仁 平 秀 明 君

おいしい給食推進室長	石 井 謙 君
おいしい給食推進室主査	川 嶋 進 君
生涯学習課長	山 本 哲 也 君
生涯学習課長補佐	豊 田 修 司 君
文化振興室長	柴 田 裕 実 君

出席議会事務局職員

議会事務局長	山 田 正 巳
議会事務局次長	堀 内 恵美子
次長補佐	鶴 田 貴 子
係長	神 長 利 久
係長	上 馬 健 介

議 事 日 程 第 4 号

令和6年9月17日（火曜日）

午 前 1 0 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日、写真撮影の申出があり、撮影の許可をしましたことを申し添えます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第4号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、19番大貫千尋君、20番小藺江一三君を指名いたします。

一般質問

○議長（大関久義君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式からの選択といたします。質問は項目ごとに質問し、完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

発言時間は、一問一答方式は質問、答弁合わせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは反問しますと宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。さらに、議員、執行機関とも分かりやすい質問、分かりやすい答弁に努めてくださることを求めます。

それでは最初に、18番石松俊雄君の発言を許可いたします。

石松俊雄君。

〔18番 石松俊雄君登壇〕

○18番（石松俊雄君） 18番、市政会の石松です。さきの通告に従いまして一問一答方式で質問をいたします。

まず、大項目1、笠間市の公共交通政策について質問をいたします。

大都市圏は別としましても、全国の地方圏では過疎化、少子高齢化を背景に、地域の交通事業者が長年にわたって採算の悪化に苦しんでおります。コロナ以前から、地方圏の9割近くの路線バス事業者が赤字の状態でありました。また、労働人口不足を背景に事業の担い手不足も進んでおり、道路運送事業の運転者の6割以上が55歳以上と高齢化も進んでおります。

その一方、地域住民の日常生活における移動の問題も深刻化しており、例えば高齢者の運転免許証の返納が進めば移動手段に制約を受ける住民が増加し、さらに公共施設の統廃

合や移転によって遠距離移動を余儀なくされる外出機会も多くなっております。

こうした地域の移動課題の深刻化を踏まえて、国は令和2年に自治体の公共交通計画の策定を努力義務化し、令和5年には地域交通法を改正をいたしました。さらに、同年9月には地域の公共交通リ・デザイン実現会議を設立をしまして、今年6月に取りまとめが公表されております。そこには、各自治体はデジタルを活用して、法定協議会、地域公共交通計画、各施策のアップデートなどを推進するようにと記載をされております。今年4月時点で公共交通計画を策定済みの自治体は約6割にとどまっており、全国でも思うように進んでいないようであります。

笠間市でもようやく、先日の全員協議会で地域公共交通計画の策定方針が示されました。その計画の話に入る前に、今年度はデマンドタクシーのサービス向上に向けた取組、シェアサイクルなどパーソナルモビリティの推進など、民間と連携しながらIT技術を取り入れたデジタル交通の構築や環境負荷低減型モビリティの導入などについて研究をして、事業者と利用者の双方に資する持続性のある公共交通網の再編に向けた取組を推進するとして、五つの事業が総額で約2億5,000万円予算計上をされております。

最初に、それらの進捗状況を伺います。事業ごとに的を絞ってお聞きをいたしますので、答弁のほうもよろしく願いいたします。

まず、公共交通対策事業について、公共交通網の再編と自転車利活用推進、そして鉄道駅の無人化対策事業が予算化されておりますが、とりわけ鉄道駅の無人化対策についてどういうことがやられているのか、御答弁ください。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 18番石松議員の御質問にお答えをいたします。

公共交通の再編につきましては、まず公共交通事業の指針となる、ただいま御質問いただきました地域公共交通計画の年度内の策定に向けた準備、また自転車利活用の推進ではシェアサイクルの運営。

また、今これも御質問でいただきました新たなモビリティ導入の検討、鉄道駅の無人化対策につきましては、先般御報告を申し上げたとおり、稲田駅、福原駅については7月末で業務を終了いたしまして、今、宍戸駅のみ有人での簡易委託発売の実施の対応を行っておりまして、併せて無人化対策につきましては、JR東日本水戸支社と駅舎の活用方法であったり、そういったところの検討を今行っているのが現状でございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 福原駅、稲田駅の無人化というのは承知をしているんですけども、この無人化に伴って特に何か対策はされたのでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） まず、利用者サービスにつきましては、現状の遠隔の窓口サービスであったり、そういったものが十分整っているということを踏まえまして、利

用者のサービスについては今までどおりの状況です。

ただ一方で、安全等に対する不安、そういったような声が寄せられましたので、防犯カメラの増設、そういったところを進めているところでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） では、次のデマンドタクシーかさまの事業についてお伺いをいたします。

現在のデマンドタクシーは、完全にアナログで運行されています。デジタル化の流れも含め、今はアナログでしか予約できない状況を、例えばスマートフォンからでも予約ができるようにして、ウェブ予約を進めることによって、今1時間に1便なんですけれども、それを増やしていく、そういうことを検討を進めていきたいと。さらに、デマンドタクシーと観光協会に運営を委託をしているシェアサイクルのデータの連携を検討したいという、これ予算委員会での答弁だったかなと思いますが、そういうことをやりたいというふうにおっしゃられているんですけれども、具体的にAIオンデマンド交通システムの導入というのは考えられているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 今現在、できれば早期に、年明けぐらいを目指しているのですが、スマートフォンから運行時間内にフレキシブルな予約ができるようなサービスというものの導入の最終調整を行っているところでございます。

そういった中で、このAIにつきましては、いわゆる学習機能等を含めたAIという意味では現行のシステムではそこまでの導入は図っておりませんが、ただ最善な運行ルート of 算出であったり、そういったところができるようなシステムに今なっているところでございます。

現状としては以上でございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 先ほどの質問の中でも申し上げましたけれども、便数ですね。増便の可能性は出てきたのでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 現在、時間ごとの運行というような形で運行を行っております。これが、時間の途中でも予約ができるような形に変えたいということで調整は行っておりますが、まだ事業者と細かいところの部分の調整が済んでおりませんので、そういったことができるような形にしていきたいという考えで今、進めているところでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） お願いですけれども、AIオンデマンドシステムについては国土交通省が支援をしている、そういう事業がございますので、これ検討するのであれば、

AIの導入もぜひ考えていただきたいということを申し添えさせていただきたいと思います。

それからもう一つ、公共交通維持確保事業についてお伺いをいたします。

路線バス利用促進及び運行継続のための支援、これは路線バスに対する財政的支援を行っているということは私も承知をしているんですけども、もう一つのほうの路線バスの利用促進についてはどういうことがやられているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 利用促進につきましては、できる限り運行時刻の広報であったり、そういったものを事業者と一緒に努めていると。また、今年度はまだ行っておりませんが、最近の若い世代で公共交通にちょっと親しまれていないというような部分もありましたので、例えば乗り方の教室であったり、こういったものを複数年度かけて実行しているところでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 路線バスの利用促進は様々な自治体で行われているんですけども、バスを利用しようというキャンペーン等々があるのですが、そういうことは笠間市内ではもうほぼ見られないんですけども、そういうことはやらないのですか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 広域での取組といたしまして、例えば新しく高校生になれる皆様方に、9市町村ですね、連携中枢都市圏の取組でもあるのですが、そういう方々へのPRを行ったりというようなことを今、行っているところではございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 連携中枢都市圏の取組について私も承知はしておりますけれども、いわゆる財政的支援を行っている路線があるわけですね。その路線も、正直申し上げて、空気を運ぶという言い方が適切かどうか分かりませんが、そういう事態になっている路線もないわけじゃない。そういうことについて、きちんと対策を取っていただきたいと思うんですね。予算の中には利用促進ということが掲げられているわけですから、そういう取組ももう少し強化をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

そして、もう一つの事業、観光周遊バス運行協議会の事業についてお伺いをいたします。

この観光周遊バスが生活の一部、足になっている部分があるということなんですけれども、これについては御承知でしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 具体的な利用者の調査として、市外の方、市内の方という調査を行ったことはございませんが、実際に実車を行って乗っている方の状況を見る限り、市民の方も一定数御利用になっているという事実は確認しております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） そうであるならば、やっぱりそのことも含めて検討していただきたいということなんです。

先日、私どもの会派の田村泰之議員が運行路線を石切山脈とか石の百年館のある稲田、福原まで延長してほしいという質問をしましたがけれども、1台で運行しているからなかなか経路の変更、延長は難しいのだということは伺っております。そういう状況も踏まえてなんですけれども、実際日常生活として、例えば友部から笠間の移動手段に使われている方、あるいは、これはバスの経路が変更されたときに南吉原地区の方が乗れなくなったということで非常に苦情、苦情というか、不便を感じられている方もいらっしゃるんですね。

そういう日常生活に使っている、一部かもしれませんが、市民の声をやっぱりちゃんと把握をしていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 当然、利用者の皆様、また使っていない方々の声も含めまして、どのように把握するかというのは常に課題であり、努めているところではございます。また、この観光周遊バスに限らず、御質問いただいておりますデマンドタクシー、さらには通常の路線バス、そういったところをどのように組み合わせていくかというのが課題であり、それを計画に反映させることで今、協議を行っているところが現状でございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） これ以上申し上げませんが、日常生活に利用している一部の方ですけれども、ちゃんと状況、声を把握していただきたいということをお願いしておきます。

次に、通学支援事業、これスクールバスのことだと思うんですが、このスクールバスの、登校と下校のときは使うんですけれども、その間はバスがそのままになっていると思うんですが、そういう間の時間帯の活用というのは考えられないのでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） スクールバスの日中帯、どうしても車両が動かない時間があるということで、これまでも日中帯を使った、例えば市民の方が違う地区に動くようなツアーのような形の実験事業なども行ったことはございます。ただ、現実には日中帯、車両が止まっている時間に動かすと、その分のまた別途の費用がかかってくるというのが現状でございますので、その部分でどのように活用できるかというのは、また検討を続けているところでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 検討していただけるということですから、推移を見守っていきたいと思います。

それでは、地域公共交通計画の中身について少し質問をさせていただきます。次の項目

に移ります。

先日の全協での説明によりますと、地域公共交通計画は交通分野の課題解決ではなくて、まちづくり、観光振興、健康福祉など様々な分野と密接に関わり、地域戦略の一環としてこの計画を策定し、持続可能な公共交通の確立を目指すということ。そして、この計画は地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランとしての役割を果たしながら、地域公共交通の活性化及び再生に取り組むための指針として作成するというふうに説明をされました。そして、地域交通法に基づいて交通事業者、地域住民、関係行政機関や学識経験者による法定協議会が設置をされて、12月までに計画案が完成して、来年1月にパブリック・コメントにかけて、2月に完成をするという、ここまでは全協の説明でお聞きをいたしました。

この計画の中身なんですけれども、これも全協に示された資料を見ますと、大きく四つの柱があるかなと思っております。一つは笠間市の公共交通の課題と計画の目標、二つは来訪者を対象とした観光交流拠点の周遊性の強化策、三つは地域住民を対象としたまちづくりと連動した交通網形成政策、それから四つが地域連携等による交通ネットワークの強化策。

大きくはこの四つの柱になるのかなというふうに承知をしているのですが、それでよろしいのでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 現時点の検討は、今言われた四つの項目で検討を進めているところでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 全協に示された資料の中に市民からの意見というのがありまして、そこには市民実感度調査の結果が示されておりました。約7割の市民が市内の公共交通に不便さを感じているという、そういう結果なんですけれども、7割ですから、いわば笠間市は公共交通機関の不便地域というふうに言えるのではないかなと私は思います。さらに、様々なモビリティの運行実証実験が行う、先ほどの部長の答弁の中にもありましたけれども、買物や観光に一定の利用があって、新たな交通システムの導入にも市民は好意的であるという、そういう結果も報告をされました。

ただ、一定の需要があっても利用料金が高くなるというところで、現在の需要だけでは事業として成り立たないので、実際の導入には至ってないのだという、そういうことは報告をされ、私も認識をしております。

私どもの田村泰之議員が質問した際に動く市役所で連携しているモネ・テクノロジーとの自動運転システムの導入について検討しているという、そういう答弁をいただいているのですが、この自動運転システムの導入については、具体的に計画の中に示されるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 私どもの市の公共交通の状況といたしまして、地方都市どこも苦しい中で、全域をデマンドタクシーがカバーしというような意味から一定の充足はあるのだというのが、今の現状の認識ではございますが、ただその中で、今御質問いただきました自動運転につきましては、どのタイミングの事業化がコスト面も含めて一番ベストであるか、そこは今なお検討を続けているところで、どのような形で計画の中に記載をするかというのはまだ検討中の段階でございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） どのタイミングでということなんですけれども、そのタイミングの中身なんです。市民の日常生活よりも、来訪者に対する公共交通の施策のほうに力が入れているのではないかというふうに感じている市民もいらっしゃいます。私も多少そう感じるのですけれども、例えば今回の全協の説明資料でも、来訪者を対象とした観光交流拠点の周遊性強化には観光周遊バスの回遊性の向上、モビリティ規模の適正化、さらにはデマンドタクシーの来訪者利用や観光タクシーの導入、そして自家用車から鉄道へのシフトという、そういうことが入っているんですけれども、一方、地域住民を対象としたまちづくりと連動した公共交通網形成には市街地形成の変化などに対応した路線バスの再編しか入っていないんですね。

こういうところに、もっと日常生活における公共交通網の整備に力入れてもらいたい、そういう意見が少なからず市民の中にあるんですけれども、この辺はどうなのでしょう。自動運転の導入のタイミングも含めてなんですけれども、自動運転を日常生活の中にやっぱり導入していただけるのかどうか、その件御答弁ください。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 自動運転と申してもいろいろなレベルがある中で、それぞれにかかってくる費用も変わってまいります。今御質問いただきましたとおり、来訪する方にとって利便性が高い公共交通、それはある種市民にとっても利便性が高い公共交通になり得ないかという視点が入っているのは間違いございません。

ただ一方で、自家用有償運送であったり、地域の中でどういうふうに交通を守っていくか、もしくはいいものにしていくか、ここの検討も全く外して検討しているわけではございませんので、一体的に検討させていただいているところでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 来訪する人にとって便利になれば市民にとっても便利になると、それは当たり前のことですよね。来訪する方を対象にじゃなくて、市民の日常生活を対象にした公共交通網の整備、もっと言うならば自動運転の導入というのをやっぱり考えていただきたいと思います。

私どもの会派で大阪の四條畷市に行ってまいりました。ここでは内閣府の未来技術社会

実装事業という採択を受けて、市民の方々が実際に自動運転されているんですね。ボランティアで参加されている市民の方とお話をしてきました。アクティブシニアの方々なんですけれども、自分でパソコンをいじりながら車のカーットの運転をするのですが、非常に楽しいということをおっしゃっていました。

要するに、事業者と市の連携だけでは、やっぱりもう解決できないと思うんですよ。これ、やっぱり市民参加ということをごきちんと考えていかないといけないと思うんですね。そういう意味の住民参加の視点ということが必要ですし、そういうことを市民生活の中で、公共交通網を整備していく議論の中にやっぱり市民を巻き込んでいくという、そういう視点がとても重要じゃないかなと思うのですが、そういう視点については今度つくられる計画の中にはきちんと持っていていただけるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 今御質問いただいた内容を、先ほども全体的の中の検討の中に入れていたというのは間違いございません。

また、これだけ乗務員が不足している状況になってきて、またビジネスモデルとしてなかなか地方都市としては今までの形態は通用しないというのは、今御質問いただいている流れからそのとおりでございますから、その中に市民の皆様のお力、もしくは地域でどのように考えるかという視点は必要になりますので、今回の計画にその具体策を明記するかどうかというのは別物でございますけれども、そういった考え方というものは当然入れながら計画を策定していきたいと考えております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） やっぱりこだわりたい、私がこだわるのは、具体策を明記するかどうかは別ですけれどもというところなんですよね。今もう困っているんですよ、運転免許証返納した方というのは。今じゃないと、これは意味ないんですよ。

だから、先ほど自動運転の導入のタイミングの問題だということをおっしゃったんですけども、これは早くやっていただきたいんですよ。その辺どうなんですか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） ここに至るまでも、今回の計画の議論ではないところで、例えば水戸と連携して需要が成り立つかというような、いわゆる生活の足としてどういうものが成り立つかというものは日々検討を進めているところでございます。

また、すみません私の話し方が悪くて、先送りをするというような考えもございません。できるだけ、その地域その地域でもしも合ったものが入ってくれば、それは早期に導入をしていくという考えでおります。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） もう申しませんが、先送りをしないでいただきたいというのが私の意見です。連携中枢都市圏の問題はあると思うんですよ。それは笠間市だけで

はなくて、隣の水戸市との連携どうするかという問題はあるのですが、それはそれとして、今、日常生活で、日常の移動手段がなくて困っている方、市内の移動手段がなくて困っている方、実際にいるわけですよ。そういう市民に1日も早くそういう不便さが解消するような公共交通計画にさせていただきたいということを最後に申し上げまして、次のデジタルトランスフォーメーションの質問に移らせていただきます。

IT化と違いまして、デジタルトランスフォーメーションとは、形が跡形もなくすっかり変わることの意味しております。デジタルトランスフォーメーションを実行していくに当たっては、データを収集、蓄積、処理するITシステムが環境変化、経営、事業の変化に対し、柔軟にかつスピーディーに対応できることが必要であります。そして、これに対応して事業を替えていくことが肝要であるわけです。

しかし、デジタルトランスフォーメーションとIT化の差異、違いが不明確な人がまだまだ多いのが現状ではないかと思えます。IT化とデジタルトランスフォーメーションが手段と目的であること、またIT化が既存の業務プロセスの効率化を目指すのに対し、デジタルトランスフォーメーションはもっと大局的なレベルで、製品、サービスやビジネスモデルの変革を目指す点に違いがあることを理解しなければならないと思えます。

自治体に置き換えて言うならば、ITは、組織、業務の効率化を主な目的として業務を情報通信技術に代替をしてきました。それは、業務からの視点で行われてきたわけであり、一方、デジタルトランスフォーメーションは、市民サービスの向上を主な目的としてデジタル技術を用いて新しい価値を生み出したり仕組みを変えたりする、つまり業務ではなく住民、市民からの視点に立つというところに、私は大きな違いがあるというふうに考えております。

そこでお伺いをいたします。このITとデジタルトランスフォーメーションの違いについて、もちろん職員の皆さんには浸透しているかと思えますが、市民にはどれぐらい浸透しているとお考えでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） IT化といわゆるDX、ここについて、その言葉の意味、また目指す姿、これが調査をしたわけではございませんけれども、まだまだ市民の皆様に浸透している段階にはないという認識でおります。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 浸透してないという、中身なんですね、中身を知っていただきたいんですよ。

例えば、デジタルトランスフォーメーションやっていますというふうに言っている方、職員の方も含めてなんですけれども、例えば紙の印刷なくしてPDFにしましたとか、それから打合せをじかの会議じゃなくてオンラインにしましたとか、テレワークを導入しているんですよというふうにおっしゃるんですよ。でも、それはデジタルトランスフォーメ

ーションじゃないですよ。いわゆる業務を、ITに置き換えただけということだと思っ
たんですね。そういうことだとか、あるいは私たちはこのタブレットで今資料を見ていま
すけれども、やっぱり紙のほうがいいよねと、一覧性があるといいよねというふうにおっ
しゃる方もいますし、会議も実際ウェブでやるのではなくて、議会でもなかなかウェブ会議
が導入できてないんですけれども、直接人間と人間が話をしないと熱だとか感情だとか伝
わらないねという、そういう話が出てきたりとか、コミュニケーションが希薄になるねと
いう、そういう苦情なんかも出てくるわけですよ。これではやっぱり私はいけないなとい
うふうに思うのです。

一番いい例が、JRのみどりの窓口がなくなりました。自動販売機できていますけれど
も、結局これ、またみどりの窓口なくさないようにするという方向に移っていますよね。
笠間市でいえば、手の中にある市役所を実現していきましょうというのが目標になってい
るんですけれども、要するにJRで言えば、インターネットやスマホを利用して切符を買
わなくて済むようにする、さらには改札口がなくなるわけですよ。そういうところが本来
的な目的なのに、その目的がきちんと周知をされないで、みどりの窓口だけなくしてい
くというふうにすると、利用者にとってはやっぱり不便になった、サービスが悪くなったと
しか映らないわけですよ。私は、手の中にある市役所の実現というのを、そういうふう
にやっぱりしてほしくないんですね。

そのためにはやっぱり市民の意識、認識をきちんとつかんでいただいて、デジタルト
ランスフォーメーションの方向性、目標、市が何をやろうとしているのかということをも
っときちんと市民の分かるようにしていただきたいんですけれども、その辺についてはい
かがでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 私どもが目指しているDX、これはもう最適なタイミン
グで迅速に手軽に手続が行える状態、さらには個別の健康状態に合ったサービスが提供
できる状態、こういったものをあくまでも市民サービス、市民の皆様の生活の観点で目指
していくものをDXという位置づけを、計画上は行っております。

ただ、そのためには、ある程度デジタル化というものを前提した社会を構築していく必
要もあり、またこの後の質問でもあろうかと思いますが、デバイド対策であったり、様々
な状態、条件というものがあろうかと思っております。ここは小さいことではありますが、
こういう身に感じるサービスというんでしょうか、使う側のサービスの提供というのをど
れだけやれるかというのが大事なことという認識で今、進めているところでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） ただいまの部長の答弁を聞く範囲では、多分問題意識は同じな
のかなというふうには感じるんですけれども、少し細かいことを聞かせていただきたいと
思います。

小項目②に移ります。標準化・共通化の進捗状況ですね。

これまでの自治体は、個別にシステム開発、運用を行ってきたために維持管理や改修にかかる負担が非常に大きかったり、自治体間の連携が取りづらかったりする等々の課題があったわけです。これが、デジタルトランスフォーメーションによってシステムの標準化・共通化がされていけば、全国の自治体で同じ品質のサービス提供が可能になったり、あるいは自治体間の連携強化や業務の効率化ということが期待をされているわけです。さらには運用に係る人的な財政的なコスト削減ということにもつながりますから、人員不足の解消、行政サービスの質の向上になる、それだというふうに認識をしているんですね。

これは多分、部長も同じだと思うんですが、ところが令和5年度の実績報告が全協でありました。障害福祉システムのベンダーの撤退によって、来年度中の標準準拠システム移行が遅れますという報告があったのですが、この中身ですね、ベンダーの撤退というのはどういうことなのでしょう。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 御質問ございましたとおり、住民基本台帳や個人住民税などの20業務、こちらを令和6年度中に完了する予定で進めてきたところでございましたが、障害者福祉システムもこの移行の対象の一つなんですけれども、現行のベンダーがこの標準化への移行に対応できないというようなことから撤退することとなりました。

これによりまして、予定を1年間後ろ倒しといたしましたが、今現在、調達先も決定しておりまして、国の定める令和7年度末までに移行が完了することで今、調整を進めているところでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 標準化に対応できないようなベンダー、何で採用したんだということを言いたいですけれども、そこは今日は言わないようにしたいと思います、この計画全体への影響はないというふうに認識をしてよろしいですか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 予定年度は1年後ろ倒しすることにはなりましたが、全体としての影響はございません。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 標準化・共通化は1年遅れるというふうに認識をしたいと思えます。

それでは、次の小項目③に移ります。デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、国の自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画の中には、特に国民の利便性向上に資する手続として31の手続が定められております。この31の行政サービスをオンライン化すると、手続コストが1兆3,000億円削減できるんだという、そういう調査結果も示されております。

先日の私の介護検診クラウドの質問に対する堀内部長の答弁の中でも触れられておりましたけれども、笠間市ではローコード開発ツール、多分ファイルメーカーだと思いますが、これを使って介護システムからの申請、情報のインポートや医療機関への手数料支払いの消し込み作業を自動化して、年間で250時間以上の作業時間を削減するという、そういう取組をしているのだということが言われておりました。いわゆる業務のデジタル化が、職員の皆さんによって果敢に進められているのだと思います。

しかし、問題はそれらの結果として、私たちの住民側にとっての行政手続のオンライン化がどれくらい進むのかというのが私は問題だと思っています。そういう意味で、令和7年度までの具体的な予定、計画について教えていただけますか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 現在の計画におきましては、国のほうでオンライン化を優先的に進めていくべき事項というのが59事業掲げられておまして、うち笠間市は45事業がそれに該当いたします。まず、今計画中にこれの100%を達成するというので、昨年度、1年度間かかってしまいましたが、粗大ごみの受付であったり、あとは被災者関係の部分のオンライン化が終了いたしましたので、今現在100%ということになりました。

これを受けまして、今現在は、今度は目標値を明確に定めているわけではございませんが、毎年100件以上必ず申請であったり、これ単年度繰り返しても同じなんですけれども、そういったものをオンライン化するという目標を掲げて、今現在は進めているところでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 粗大ごみのオンラインの申込みというのは非常に便利です。私も使わせていただいているのですが、便利に感じるのですが、これ59事業のうち45事業が実現したというお話だったんですけれども、もう少しちょっと具体的に、何をどういうふうを実現していくのか、今日答弁は結構です。何をどういうふうを実現していくのか、どこまで進んだのか、そして次の目標はどこなのかという、そういう具体的な目標を、申し訳ないんですけれども、議会にやっぱり示していただきたいなと思います。職員の皆さんが、ローコード開発ツール使って果敢に一生懸命やられているのは私も存じ上げているんですけれども、それが住民側にとって便利になっていくというふうにつながっていかないと、やっぱり市民もなかなか実感できないので、そういう実感をするためにも、今ほどういったようなアピールというか、報告をぜひしていただきたいなというふうに思います。

それをお願いしまして、小項目④マイナンバーカードについて移らせていただきます。

マイナンバーカードの笠間市民への普及状況について教えてください。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） マイナンバーカードの交付状況につきましては、令和5年度末で交付率79.5%、前年度比較しまして12.3%の増加となりました。最新で、令和6

年8月31日時点では交付率が82.5%となっている現状でございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） ありがとうございます。

自民党の総裁選挙の中でIT担当大臣と官房長官の言っていることが違うということで、非常に私もどうしたものかなと思っているのですが、マイナカードが健康保険証の利用に適用されていくというのが、本年12月2日から始まることになっています。これちょっと総裁選挙の結果によってどうなるか分からないというのもあるのですが、取りあえずそういう予定になっています。

その予定に向けて、笠間市としてどういうふうに準備をされているのかちょっと細かくお聞きをしたいのですが、一つはマイナンバーカードの健康保険証になった場合、マイナンバーカードを持たない方はどうなるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） マイナンバーカードを取得されていない方につきましては、資格確認書というものが発行されることで進められております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 一般的にマイナ保険証に変わったら保険証が使えなくなるというふうに認識をされているのですが、マイナンバーカードを持たれてない方には資格確認書が発行されて、それを使えば今までどおり健康保険証と同じように使えるという、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） その認識でございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） じゃあ、マイナンバーカードを持っていても健康保険証とひもづけられてない方もいらっしゃると思うのですが、そういう方はどうなるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） マイナカードとひもづいてない方につきましても、加入する健康保険により対応やや異なるところございますが、国民健康保険におきましては、現在の健康保険証の有効期限である、まずは来年7月31日まで、引き続き健康保険証を使用することができます。また、国民健康保険に加入された方、健康保険証を紛失された方でひもづけがされていない方についても、資格確認書を発行するというような形で進めてまいります。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） この資格確認書の発行というのは、申請になるのですか。それとも、申請しなくても健康保険証と同じように皆さんにちゃんと発行されるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 資格確認書の発行は、これは国からの現在の方針に従いますと、原則被保険者からの申請に基づく取扱いとされておりますが、令和6年12月2日に健康保険証が廃止された以降、加入された方、また紛失された方については、資格確認書を発行するというような形になっております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） きちんと確認したいのですけれども、申請をしなくても全員に発行されるという理解でよろしいのですか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 18番石松議員の御質問にお答えいたします。

資格確認書については、国保の場合、ひもづけされていない方に関しては市のほうでプッシュ型で交付をいたしますが、ひもづけされている方についてはあくまでも御本人からの申請の上、交付というようになっています。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） だから、ひもづけをされてない方は、申請をしなくても市のほうから発行していただけるという認識でいいのでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） そのとおりでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 分かりました。

それでは、本人認証確認ができない、例えば赤ちゃんですね、顔の認証もできないしパスワードも入れられないわけですけれども、そういう人はどうなるのですか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） そういった方については、乳幼児など自身で意思表示ができない方、現状でも保護者などの補助者がいるため、その補助者の方が暗証番号等で本人確認をすると考えております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 特別にそういう方向けのマイナ保険証の発行というのはないのですか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 乳幼児、それから高齢者の方なんかもそうなんですけれども、マイナ保険証の発行というよりは、資格証明書の申請等について今、協議がされているというようなことで情報を伺っております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） じゃあ、認証ができない方については、資格証明書が発行されるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 手続を、本人の申請ができない方もおりますので、施設入所者等も含めて、代理申請の検討がされているという認識でおります。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 次に移りたいと思うんですけども、実は能登半島地震のとき、マイナカードがやっぱり使えなかった、本人認証ができなかったということですね、その原因は、マイナカードの中には識別子というのは入っていますけれども、交通系のSuicaなどと違って、カード自体には何の情報も入っていないので、インターネットが繋がらなくなってしまうと本人確認ができなくなってしまうんですね。そういう意味で、能登半島地震のときは、避難所ではSuica、要するに交通系のカードが使われたというふうに聞いております。

そういう意味で、停電や災害が起こった場合、あるいはネット障害が起こった場合はどういうふうに対応されるのですか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 地震、風水害などの大規模災害の際につきましては、その都度、氏名や生年月日、また加入する健康保険などの申立ていただくことで、医療機関等で受診ができるよう、そういうものを定めた国の厚労省からの通知というものも発布されまして、なかなか現状の場所場所によって、もしかすると違いあるかもしれませんが、被災者の方に御迷惑をかけない寄り添った対応というものが取られるようには準備をしているというふうに認識をしているところでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） それは国が準備をしているという意味なのでしょうけれども、多分その資格情報のお知らせが同時に発行されるということなのでしょうけれども、その資格情報をきちんと使わなくてはいけないということになってくるんですけども、そういうことについて、国のほうでということではなくて、市のほうでちゃんと認識していただきたいのですけれども、いかがですか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） そこにつきましては、私どもデジタル担当するセクション、また保健福祉部、さらには災害を担当する総務部、こういったところでしっかり情報共有を図りつつ、どのような対応ができていくのかというのは認識を深めながら進めてまいりたいと思います。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） それと、高齢者施設では、施設が健康保険証を今管理をして、入所者の分をまとめて薬を取りに行くとか、そういうことが行われているわけですけども、これが保険証と違ってマイナ保険証になりますと、暗証番号等々が勝手に使えなくな

りますね。こういう場合の対応については、どのように考えられているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 高齢者施設等につきましては、施設等の支援者向けのマニュアルが昨年12月に提供されておりまして、先般、施設担当課において、その認知度や状況調査をいたしたところであります。施設ごとにマイナンバーカードの取得等についての考え方に違いが見られたり、国においても、マイナ保険証での受診が困難なため、いわゆる資格保険書の取得が必要な高齢者に対しては、先ほど申し上げました施設職員からの代理申請などの検討も示されておりまして、今後も新たな情報等について適時お示ししながら、保険証移行について保健福祉部としても円滑な移行に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） ということは、必要な施設に対しては、代理申請で資格確認書が発行されるというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 国のほうの支援者向けマニュアルにはそのように示されておりまして、同様の認識でございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） マイナカードにはマイナカードの期限と、それから電子証明書の有効期限という二つあると思うのですが、これはマイナ保険証になった場合はどちらが有効期限があるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 電子署名が有効期限となりまして、ただ3か月間はマイナンバーカードでの資格認証、期間満了後、行えるようになります。この期間中に更新をいただくか、またこれを経過した際には申請によらず、資格確認書というものを交付する予定で進めております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） これらの今私が質問したのは、私が疑問に思っていることを質問したんですけれども、これだけではないですよ。多分いろいろな方がいろいろな疑問をお持ちだと思うんですけれども、これ12月から実施じゃないですか、もう期間ないですよ。きちんとこれに対して、国のこともあるのかもしれない、国がきちんと示していない部分もあるのかもしれないけれども、笠間市としてもっと市民に対して、こうなりますよと、マイナンバーカードを持たない人はこういうふうになりますよと、心配しなくていいんだということをきちんとやっぱりお知らせしていただきたいんですよ。そうしないと、何かマイナ保険証になったらもう保険証が使えなくて病院にかかれなくなるという、高いお金を払わなきゃいけないなくなるという、そういう誤解もあります、率直に言って。

そういうことのないようにやっていただきたいのですけれども、そういうことは市としてはやっていただけないのですか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 当然、大きな制度改正になってまいりますので、今も周知をしてないということではないのですけれども、様々な不安がある状態でもございます。ただ、私どもに来る情報というものもそれぞれの保険者によってやや違いがあるであったり、そういったところもございますが、その点も含めて、今御指摘いただいたような形での市民の皆様への周知というのは引き続き強めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 先ほど申し上げたように、総裁選挙の結果によってどうなるかも分からないというような国の状況もありますけれども、しかし12月にはもう実施をされるという予定は決まっているわけですから、もう少し国の問題ではなくて、笠間市として市民に対してフレンドリーな説明だとか対応というものをしていただきたいんですよね。やっぱり皆さん、不安に思っていますよ。別に市民だけではなくて、医療従事者の方々も不安に思っていますよ。やっぱりちゃんとやって、間に合わないですよ、やらないと。もう12月ですから。

急いできちんとやっていただけるという、そういうふうに約束はしていただけないのですか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 国民健康保険はじめ他の保険制度も含めまして、市民の方の理解が十分にできますよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 十分にできますという中身が問題なんですけれども、取りあえずやっていただけるというふうに理解をしたいと思います。

それでは、小項目⑤デジタルデバインド対策について移らせていただきます。

デジタル化による利便性を享受するためには、受け手側の環境整備も必要であるということは執行部の皆さんも十分御承知のことかと思えます。内閣府の情報通信機器の利活用に関する世論調査によりますと、70歳以上の方がスマートフォン等を利用しない理由として、自分の生活に必要なと思っていないからというのが挙げられております。そういうことから考えますと、もっと高齢者のデジタルへの接触機会を増やしその価値や利便性を実感してもらおう取組や、行政のデジタル化においては利用者に分かりやすくシステムを構築してデジタルへの抵抗感をなくしていくことが、私は今大変重要になっているというふうに考えています。

そうしたことも含めまして、これまで笠間市で取り組まれてきましたデジタルデバインド対策の内容と、その成果がどうデジタルデバインドの解消につながっているのかということ

を簡単に御説明いただけますか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） これまでデジタルデバインド対策につきましては、例えば国の総務省事業を活用したスマートフォン教室であったり、一般的な教室、こういったものを継続して実施してきているとともに、オンラインでのスマホ相談の提供、また今御質問いただいたとおりで、現実にはどういう場面で使ってどういうふうに使ったらいいのか、そういう形を提供しないと、なかなか触れ合う機会というのが増えないという課題がございましたので、ワークショップとSNSを活用して実際に御自分が撮った写真がそのままみんなに笠間の魅力として公表されるようなワークショップというものも、新たに一昨年度また昨年度と継続して行うことで、今少しでも、非常に草の根的な対策にはなりますけれども、触れ合う機会というものの増加を図っているというのが現状でございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 今後の課題にも含めてなんですけれども、例えばデジタルデバインド解消のためには、一つはデジタル媒介を、要するにデジタルを使わない人もマニュアルでできるような、そういうシステムも、要するに両方ですね、残していこうという考え方があります。でも、これだと結局費用がかかるわけですよ、方法が二つになるわけですから。それともう一つは、いつまでたってもデジタル化できないという、デジタル化の目標が本当に希薄になって実現できないというふうになるわけですね。ですから、デジタルの進んでいる先進国ではそういう二つの方法を残すということではなくて、デジタルデバインド対策をきちんとやって、デジタルに対応できない人を対応できるように誘導していくという、そういう政策を進めていくというのが大体世界の先進国の主流になっているわけですよ。そういう意味でいうと、私はもっとデジタルデバインド対策をきちんとやるべきではないかなというふうに思います。

問題意識は、先ほど部長が答弁された、実際に体験してみるということがとても大事なんだろうなというふうに思うのです。部長がおっしゃったワークショップで写真を撮ってというのも私も存じ上げているのですけれども、そういうことだけではなくて、もっと日常生活の中で具体的にやれること、そういうことをもっとやっていくべきではないかなというふうに思います。例えば、インターネットを利用して買物をやったりとか、あるいはニュースをきちんと見たりとか、健康アプリの使い方をきちんと教えるとか、先ほどJRの話しましたがけれども、実際にJRの切符をみんなで一緒に買ってみたいとか、そういう日常生活の中で体験できるような、そういう教室を一つはやっぱりきちんとやっていくべきだろうと思いますし、もう一つはスマホ、アローズですか、これ月2,000円で貸出しをしているかと思うんですけれども、これ承知されていない市民の方多いです。こういうことを、もうちょっと貸出しの条件を緩和していただいて、図書館だとかT o m o a（トモア）だとか、そういうところでもきちんと貸出しをできるような、そういうこともやっていた

だきたいですし、もう一つはデバイス、要するにスマホやタブレットを買うときの、経済的に困難な方に限られるのでしようけれども、財政的支援というのもやっぱり考える必要があるのではないかなと思うのです。

そういうことについては考えていただけないでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 非常に、どこから先かというようなところに課題があるのは事実なんですけれども、今御指摘いただいたとおり、課題感としては、どうしてもアナログのサービスを残してデジタルのサービスもやるというのが今の現状ではございますので、ここをどういうふうにやっていくかというのは、まさに今現在どういう形がいいのかというのを検討しているところです。

また、スマホの貸出し3年目で、すみません、お知らせなどはやってきたつもりでございますが、周知が足りなかったとすれば不徳の致すところでございますけれども、現時点では約3割、30台程度の貸出しにとどまっております、そういったところからどういうものがあるのか、今年が3年目になるものですから、検証を行って、来年度残すべきなのか、それとも違う形にすべきなのかというのは考えたいと思います。また、図書館であったりT o m o aであったりというようなところについては検討の余地ございますので、こちらについては検討させていただきます。

購入助成、これについては、今現在、何がしかの端末を買う際に購入を助成するというような考え、検討は行っていないのが現状でございますが、今申し上げた、今のスマホの貸出しの状況、こういったところの結果を踏まえて、全体として検討は行いたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） デジタルデバイド対策、経済的に格差の状況になられる方はいるわけですよ。これ、必ずありますよ。そういう人に対しても、きちんとデジタルの、何ていうか、利便性が享受できるような体制を取るということは、私は必要だろうと思うんですね。それは、高齢者に対してきちんと操作方法、デジタルに誘導していくということも必要ですし、もう少しその辺については力を入れていただきたいんですよ。先ほどJRの例を申し上げましたけれども、そういうことをきちんとやらないで、みどりの窓口なくすということだけやっても、結局進まないわけじゃないですか。国の政策もそうですけれども、そういうところの政策がやっぱり不十分だから、なかなか私は日本でデジタル化が進んでいかないと思うんですね。そういう意味で、やっぱりもうちょっと笠間市としては、デジタルデバイド対策に力を入れていただきたいと思います。

具体的な話を申し上げたいのですけれども、社会福祉協議会の中でデジボラというデジタルのボランティアを組織をして教室をやっているという取組をされている方がいらっしゃいます。これはもうかなり進んでおまして、ボランティアの方が今はスマホの相談会

をやるところまで、皆さん頑張っているんですね。そういう方々が活動をやろうと思ったときに、社協やT o m o aで活動しているんですけども、W i - F iの容量が非常に少ない。T o m o aで子どもたちがたくさんいてW i - F i使うと、私もT o m o aでパソコン教室使っているんですけども、W i - F i使えなくなってしまうんですよ。だから、今やっているのは、自分たちでルーターを用意してやっているわけですね。社協も仕事で使っている間はなかなかW i - F iがつながりづらいという、そういうW i - F iの環境になっていたりとか、あるいはこれは内閣府のサイバーセキュリティセンターが発行している「インターネットの安全・安心ハンドブック」という、これバージョン5まで出ているんですけども、これも皆さん自分たちでプリントアウトして、印刷をして冊子にして、皆さん配布をされているんですね。

もうちょっとこういうところに手を差し伸べるといえるか、支援をやっぱり私はすべきではないかなと思うんですよ。施設的な環境整備、W i - F iの環境というのは、とてもじゃないけれども、自分たちでやっている、今はやれているからいいけれども、やっていけなくなりますよ、このまま費用もかかってくるし。ボランティアですから手弁当が基本といえば手弁当が基本なんですけれども、私はデジタルデバイド対策を進めるためには、こういう活動をしている市民をもっと大事にすべきだと思うのです。

これ友部地区が中心ですけども、こういう友部地区の人たちの活動を旧岩間地区とか旧笠間地区に広げていく、こういうことが今大事になっていると思うのですが、こういうところへの具体的な支援というのを強化していただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） まず、様々な場面で御活躍、御活動いただいているボランティアの皆様に対する支援というのは、当然今までも行っているかと思えますし、今後も行っていきたいと考えております。

その中で、まずW i - F iの環境でございますが、現在設置されている機械の容量の問題もあります。T o m o a 確かにつながりにくいというような現状が確認できましたので、改善に向けた検討を行ってまいります。また、社会福祉協議会につきましては、今月ボランティアの活動があるかと思えますので、そこにデジタルの担当者が出向きまして皆様方と協議をしたり、また現状の確認というものを行ってまいりたいというふうに思っております。

そのほか資料等につきましては、今、施設でも対応しているかと思えますが、当然全てが全てその枚数、その他によってできないこともあろうかと思えますが、ここについてもできる限りの対応というものは、私どもも話を聞きながら検討を進めてまいりたいと思えます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） そうすると、もう近日中にはW i - F i の環境は改善するというふうに理解してよろしいですか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 物理的な面がございますから、近日というのが例えば今月中にできるかどうかというところまではまだ確定しておりませんが、担当部も変わりますので、施設の担当部とこの問題共有していますので、できるだけ早い時期に対応はしていきたいと考えております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 分かりました。できるだけ早くやっていただきたいと思います。

デジタルデバイド対策にもう少し私は力を入れていただきたいということと、笠間市の手の中にある市役所をつくるためにも市民のスキルを上げていく、市民に理解をきちんと浸透させていくというところにもっと力を入れていただきたいということを最後に改めてお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 18番石松俊雄君の一般質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩いたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

9番田村幸子君の発言を許可いたします。

田村幸子君。

〔9番 田村幸子君登壇〕

○9番（田村幸子君） 議長、すみません、パンフレットなどの提示を許可お願いできますでしょうか。

○議長（大関久義君） 了解します。

○9番（田村幸子君） 9番、公明党の田村幸子です。議長より許可を得ましたので、通告に従いまして一問一答方式にて質問をさせていただきます。

本日の質問は、大項目1として、笠間市が目指す儲かる『笠間の栗』産地づくりと、栗ブランド戦略についてをさせていただきます。よろしくお願いたします。

いよいよ、笠間の栗の収穫が始まりました。昨日も笠間の道の駅では朝早くから開店を待つ長蛇の列で駐車場も満杯、今年も県内外から多くの皆様でにぎわうことと思われま。昨年から本年にかけての定例会において、儲かる栗の産地づくり、栗のブランドの向上についてなど、特に西山議員をはじめ村上議員、長谷川議員が質問をされており、様々な課題に向けて今も一層力を注いでいただいていることとは思いますが、日本一の生産高のさ

らなる向上と、儲かる栗の産地づくりのために尽力してくださっている成果として、笠間の栗としてのブランド認知が向上し、地元や他地域の方々に人気の商品として定着している商品もあります。

また、昨年、全国でも栗の生産高と知名度があり歴史のある京都の丹波市や長野の小布施、また全国2位、九州一、西日本一の生産高を誇る熊本県山鹿市など、他の産地からも多数の協賛があり開催された新栗まつりは多くの集客となり、全国から注目されています。また、地元の消費拡大対策にも大いにつながっています。そのような拡大がどのように進まれてきたのか、また築き上げてこられた信頼と実績をこれからも継続していくにはどうしていくのかについて伺ってまいります。

それでは質問に入らせていただきます。

小項目①笠間の栗について、歴史や品質、生産高など含めてお願いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 9番田村議員の御質問にお答えします。

笠間の栗についてでございますが、笠間市の栗の歴史は、友部・岩間地区を中心に明治末期頃から栽培が始まったと言われております。年間を通して穏やかで昼夜の温度差がある気候や、保水性、通気性に優れた火山灰土壌が栗栽培に適しており、ふっくらとした香りの高い栗が多く生産されているところでございます。また、本市の栗は、早生から晩生まで多くの品種が栽培され、8月下旬から10月中旬までの長期間にわたって収穫されるため、安定供給が可能であることとともに、品種別やサイズ別による出荷を行っているところでございます。

生産につきましても、農林業センサス2015において、栽培面積と栽培経営体数ともに全国1位であることが明らかとなり、それを機に日本一の栗産地づくりを掲げ、生産支援や消費拡大、PRを強化してまいりました。その後の農林業センサス2020におきましても、栽培面積が484ヘクタール、栽培経営体数が669経営体とともに全国1位を維持しているところでございます。

生産量に関しましては詳細な数値は出ておりませんが、農林業水産統計作物調査によりますと、10アール当たりの茨城県の平均反収である126キロから換算いたしますと、推計となりますが、市内には約610トンの栗が収穫されているということになると考えております。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） 笠間市は、昼夜の温度差があり山に囲まれた盆地でもあるので、平面も多く、栗の大量栽培が可能で、保湿性や通気性に優れた火山灰の土壌であることから栗の栽培に適している。特に、岩間地区や友部地区を中心に明治末期頃から栗の栽培が始まっていたと伺っておりましたが、私も友部地区に生まれ育ちまして、小さい頃、栗の時期になると、我が家でもまたお友達の家でも栗むきをしている大人の姿を多く見かけて

いました。本当に以前から栗に関しては多くの農家が生産をされ、地道に作っていらっしゃる方も多かったのかなと思われまます。

でも、農政課の皆様のご努力があり、2020年では480ヘクタール、660経営体の方がこの栗を作っていて、全国1位になったということは本当にすごいことだと改めて思いました。

それでは、小項目②に移らせていただきます。高品質出荷への取り組みについて伺います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君） 高品質出荷への取組についてでございますが、JA常陸栗選果場におきましては、生産者が1次選別を行った品種別の栗を、2次選別した後にサイズ別に仕分して、コールドチェーンで市場への出荷をしております。

道の駅かさまの直売所みどりの風におきましては、生産者が出荷する際には陳列する前に品質確認を行っております。栗は生鮮食品であることから、冷蔵ショーケースによる販売や購入後の保冷バッグによる持ち帰りを推奨し、栗の保存方法や調理方法を記載したパンフレットを配布するなど、品質を保ったまま栗を提供できるように取り組んでおります。

また、課題である栗の生産者間の品質のばらつきにつきましては、関係機関と連携した剪定講習会では品質のよい栗を栽培するための剪定方法や栽培マニュアル等を活用した適切な施肥及び防除方法の管理、目揃え会におきましては出荷時の健全化と不健全化の選別や品種別の選果のほか、鮮度を保つために冷蔵保存に努めていただくことで、よりよい品質の栗の出荷につながるよう取組を行っているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。本当に生栗は特に鮮度が一番で、あっという間に虫が入ってきてしまったりとかしたりすると思います。

私も実は、今度は笠間地域にお嫁に来たときに、もう30年前以上にもなりますけれども、もっと前ですね、35年以上前になります。そのときに、たまたま栗を約6,000坪近くやっていた家だったものですから、誰がやるのかという問題が起きまして、もう私しかやる人がいない、もう高齢に母がなくなってしまって、夫は勤めに出ていましたので、草刈りはやってくれたり剪定もやってくれましたけれども、約1か月半近く、3年程度しかできませんでしたが、本当にいい栗なのに、選別をすればきっとJAで高く取ってくれるかもしれないのに、家に買いに来てもらうしかなくて、お友達や家族とかみんなに手伝ってもらってやりましたけれども、赤字経営になって、これでは続かないと。それで、年を取ったり、病気になってしまった栗もありましたので、残念、今思えば、続けておけばどんなにかもうかっただろうかなんて、そんなふうに思ったことも実はありました。

でも、本当に鮮度が命です。そういう鮮度が命の栗を、JAの常陸栗選果場において素早く選別をされて、この栗はまずどちらのほうに出荷をされて主に行かれるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） どのような流通を、出荷をされているのかという御質問でございますが、J A常陸に集荷された栗はサイズ別、品種別に選果後、冷蔵庫で貯蔵され、東京や大阪などの市場や加工業者に出荷されていると聞いております。

このほか、生産者本人が直売所やインターネット等で販売したり、加工業者に直接納めている方もいらっしゃるというふうに聞いています。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。私も、自分の家の栗を頼まれていろいろな方のところに送っていたこともあるのですが、沖縄に送ったときにはさすがに食べ方が分からないと電話がかかってきまして、教えてくれと言っているんだけどもと、また問合せがあったりしまして、今はレシピなども栗に入れて販売もしていただいていると伺っていますので、それは本当に親切だなと思います。

では次に続きますけれども、小項目③に移ります。この冷蔵貯蔵の取り組みと効果について伺いたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 冷蔵貯蔵の取組と効果についてでございますが、令和4年度までは殺虫処理いたしまして、ヨウ化メチルという薬剤による薫蒸処理を行い出荷しておりましたが、薬剤供給業者によるヨウ化メチルの供給が不安定であることや、環境に配慮した高品質な栗の出荷を今後していくために、J A常陸笠間地区栗部会では薬剤薫蒸からの脱却を図り、令和5年度から冷蔵貯蔵による殺虫処理に切替えをしたところでございます。

笠間地域農業改良普及センターの協力を得て、冷蔵貯蔵による殺虫効果を検証したところ、零度からマイナス2度の温度帯で約3週間冷蔵貯蔵することで、薬剤による薫蒸処理と同等の殺虫効果があることが実証されたところでございます。また、3週間冷蔵貯蔵することででん粉質が分解され、糖度が高まった甘い栗となり、高付加価値での販売につながっていることから、市場でも品質のよい栗として高い評価を得ているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） 冷蔵貯蔵をするということで、今までのヨウ化メチルと同じぐらいの殺虫効果がある。これは、安心・安全で自然な保存方法でもあるので、そしてまして甘さも増していくということで、本当に理想的な殺虫方法だなと思います。

この冷蔵貯蔵には、先ほども甘い効果があるということでおっしゃっていただきましたけれども、この甘くなったという、こういった効果を検証する場所というのはあるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 糖度についての質問でございますが、こちらは関係機関、

笠間市と J A 常陸と茨城県の地域農業改良普及センターのほうで実施をして、糖度が上がっている、貯蔵前の糖度が12%だとすると、3週間の貯蔵後には20%から20.4%、約倍近い糖度が上がっているということが実証されているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） 自然でこのように甘さが増すということは本当にすごい効果なんだと改めて思いましたので、これからも安心・安全を第一に冷蔵貯蔵を増やしていただきながら、安全な取組を続けていっていただきたいと思っております。

それでは、小項目④に移らせていただきます。生産支援の効果と、支援の強化についてお願いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 生産支援の効果と支援の強化についてでございますが、笠間の栗のブランド化を図るために、平成28年から日本一の栗産地づくりを掲げ、生産支援として栗部栽培に関する四つの補助事業を行っております。

一つ目は、栗の改植、新植などを行う生産者に対し、伐採、抜根、整地に係る経費の一部を支援する栗生産規模拡大支援事業で、平成30年度から令和5年度までに約28.7ヘクタールが拡大または改植されたことになっております。

二つ目は、規模拡大に必要となる苗木を購入する購入費の一部を支援する栗苗木支援事業では、平成28年度から約6万4,000本が改植、新植されております。

三つ目、栗の生産や加工販売に必要な機材購入に係る経費の一部を支援する栗栽培機材等導入支援事業では、圃場整備に必要な機材を購入する方や、焼き栗やむき栗等の販売を開始する生産者を支援しており、令和2年度から令和5年度までに73件、約2,540万円を補助しております。

四つ目といたしまして、生産拡大する意向のある生産者へ栗の農地を貸出しする方に対して支援する栗栽培農地貸付補助金では、これまでに13.6ヘクタールが新たな生産者に引き継がれており、約200万円の補助金を支出しております。また、農業公社においても、後継者不足などによる遊休農地の圃場19.9ヘクタールを借入れいたしまして栽培管理を行っております。今後も遊休農地の活用として、約3ヘクタールの拡大をする予定となっております。

このような支援により、栽培面積の確保や適切な圃場管理が行われたほか、先ほど御説明したとおり、高品質な栗の生産に取り組むことで、J A 常陸笠間地区栗部会の1キログラム当たりの販売単価が、平成27年当時は469円から、令和5年、昨年度の出荷分になりますが、801円に向上し、市場で高い評価を得ており、日本一の栗産地づくり事業を開始した平成28年度からでは最高値での販売となっております。

支援の強化といたしまして、今年度から栗栽培を主軸に生計を立てようとする生産者の創出に主眼を置いて、経営規模の拡大や高付加価値な笠間の栗の販売を行っていく生産者

を対象に支援を進めているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。本当に多くの支援をしていただいたことによって、栗の単価が1キロ469円から801円に上がったと、すごいことだと思います。6,400本も増えたりとか、13.6ヘクタールの農地も貸出しができたとか、後継者不足によって、今まではやってきたけれども、うちなんかもそうでしたけれども、せっかく栗を作ってきたのに継ぐ人がいなくて、そのままになって荒れてしまった土地であるとか、そういったところの畑もあると思われま。以前の質問で西山議員もされていたかと思えますけれども、そういうところも手を入れていただきまして、少しでも荒地がなく、遊んでいる土地がなくなって、栗がたくさんもつとできるような、そういう拡大もしっかりと取り組んでいただけたらと思います。

今回、私もこの質問をさせていただくに当たって、少しほかの、今まで頑張ってきた栗の産地が今どうなのかというのを少し調べさせていただいたときに、長野県の伊那栗ですか、長野は小布施で有名だと思いますが、北の小布施、南の飯島と言われるようになった8年前から取組をされている伊那市なんですけれども、ここは地元の農家が90名ぐらいの方が、行政または地域の洋菓子店と一丸となってプロジェクトを立ち上げたと伺っています。研究や技術、これ提携なども重ねながら長い時間をかけて作り上げてきたそうですけれども、超低樹高栽培といって2.5メートルぐらいの大きさの栗を栽培されているということで、何でそんな低いのだろうと思いましたが、剪定ってすごく重要だそうで、剪定をしないとやっぱり高く広く広がってしまっていて、消毒をするにしてもやっぱり日照の問題とかもいろいろ手間がとても多くなるので、高齢の方やまた女性の方にも非常に作業がしやすいということで、こういうことを栗の専門の先生とかにお願いをして、一緒に学びながら進めてこられたそうです。

こういった取組の中で、品質の低下とか粒の形象化とか、それから病害虫への抵抗力の低下を招く収穫量が減少していたところを、ちゃんとした剪定をしやすくなったおかげで非常に手入れがよくなり、いい栗ができたということのを伺って、笠間とかもそういうことができたらいいのかななど思ったんですけれども、そういうのはどうなのでしょう。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 栗の栽培方法、剪定方法についてだと思いますが、我々も昨年度の新栗まつりにおける全国モンブラン大会を皮切りにいたしまして、全国の産地と横の連携が取れるようになってきました。私もちょっとびっくりしたのですが、産地ごとにおおの圃場の状況が違ったり、栽培方法が違ったりというところがあることに私も驚いたところでございますが、市内でもJAの栗部会などが、例えば岐阜の恵那栗の圃場に出向いて先方の剪定方法や栽培方法を学習するなど、また超低樹高栽培、あとは市内には特許のある矮化の栽培という方法もございます。あとは、木を小さくして、大きい栗を

作るなど、いろいろな方法ございます。

これ農業形態のおおのの判断となりますが、市内でも積極的な栗の栽培方法に取り組を始めた農業経営体の方が増えてきたというのが、今のところの現状でございます。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） すごくありがとうございます。笠間もそのように取り組んでくださっている方がいらっしゃるのだなと思いました。ありがとうございます。

また、長野の伊那市に戻りますけれども、やはりそこは8年目となって、今、休耕地を開墾して、栗を増やしていると伺いました。栗畑の作業をする中でも、家族ぐるみでやったり、また地域の皆さんと一緒にいろいろ交流しながらやっている姿は、やはり地域の皆様との交流と、また家族の次の後継者づくりに向けて何かいい取組、自然なのでしょうけれども、それは笠間の中でももちろんあるのかなと思いました。そういう高齢化に伴う後継者の育成であるとか、次のことを考えて一つ一つ手を打っていただいていることに少し安心をいたしました。

また、全国2位の産地、熊本の山鹿市ですけれども、山鹿市は議会挙げて勉強会に来てくださったこともあると思います。笠間に学べと、こうなっているんだなと思って、すごい感動いたしました。この山鹿市では、若手の栗選定チームができています。より大粒の質の高い栗作りには、先ほど話をさせていただきましたけれども、剪定は難しいです。養成講座等もやっただいただいていると思いますけれども、そういった専門にできる人たちを育てていただいて、何か山鹿市がすごい傾斜地みたいで、草刈りするにしても栗を取るにしても非常に大変な作業だっただ伺っていましたけれども、そんな中でも若い人たちがそうやってチームをつくって剪定をやっていく方向で今進んでいるということをお伺ったのですが、そういうところはいかがですか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 栗の剪定のチームのお話かと思うのですが、我々笠間市、まだ条件がすごくいい圃場、熊本県とか長野県とか岐阜県とかと違いまして傾斜地じゃない平地にある圃場ということで、どちらかというところよりは、御高齢の方でもという言い方はおかしいんですけども、年齢高めでもやっただいけるような農地であるのが、我々の笠間市の圃場の特徴であると考えております。

剪定につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、JAの栗部会が中心となりながら、県の農業改良普及センター、または岩間にある農業総合センターの協力を得ながら、いろいろな栽培方法で、どれが自分の経営体に合った栽培方法なのかということをおの皆さん研究しているところでございます。若手というよりも、栗の単価が上がったことによって、栗農家を離農されていた方がまた戻りつつあるというところでございますので、そういう方にきちんとした剪定方法の講習をしながら良質な栗の生産につなげていきたいと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） 分かりました。ありがとうございます。

それでは、また収穫後のそういったイガですとか、落ち葉の手入れも非常に大事になってくるかと思えます。きれいにしなかったことによって栗の病気を招いたりとか、また次の年、また次、また次につながる、良き出荷においても大切な仕事だと思えますので、例えば人手が足りないというところには、これからまた質問してまいりますけれども、いろいろなむき手も含めて、そういった講習や養成講座をしていただきながら、よりよい農家の生産になるように今後も支援していただけたらと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、小項目⑤に移ります。加工支援についてですが、特にむき手マイスター養成講座の状況と、笠間の栗伝え隊の活躍等についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 加工支援についてでございますが、笠間の栗の知名度の向上に対して、渋皮煮や甘露煮などのむき栗のむき手が高齢化し不足する中、むき手を育成して加工事業者におけるむき栗加工の安定化を図るとともに、古くから地域で行われてきた栗むき文化を継承していくために、笠間の栗むき手マイスター養成講座を令和4年度から開始し、これまで131名の方が受講しております。今年度はさらに発展させ、職業としての育成を目的に、参加人数を20名に限定し、受講回数も3回に増やすことで技術向上を図り、職業としてのむき手を育成し、雇用につなげるという事業を行っているところでございます。聞き取り調査によりますと、昨年度は7名の方が市内の事業者には雇用されたと伺っております。

また、平成23年度には笠間の栗の普及啓発活動を目的に、笠間の栗生産者の女性6名によるかさまの栗つたえ隊、通称KKT6が結成され、平成25年度にはKKT6サポートーズが結成されました。主に、料理教室の開催やキャラクターの製作、イベントへの参加、取材対応等を通じて笠間の栗の魅力を発信していただいているところでございます。令和4年度からはむき手マイスター養成講座の講師として御協力をいただいております。栗むき文化の継承していく中では大変重要な役割を担っていただいていると考えております。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。道の駅などにまいりますと、確かに生栗だけではなくて、渋皮もきれいにむいてしっかりと真空パックに入っているものや、また水の中に入れて売られているものもあると思えます。お料理屋とか、それからお菓子屋もそうかもしれませんけれども、やはり私も行って食べたときには栗はどこの栗ですかと聞きたりして食べさせていただいているのですが、県内でも笠間の栗を使っている和菓子屋とかお菓子屋は本当に増えているんだなというのを実感いたしますし、また形態も、生栗で買っている人、またペースト状にして買っている人、全てもう鬼皮から全

部むいて、きれいに丁寧に料理別に処理をしている方、もういろいろ様々だなと思いますので、多様な対応ができるような取組というのが大事だと思うので、これからはますますむき手は重要な役割を果たしてくれるのかなと思いますので、多くの方に参加をしていただいて、腕を磨いていただきながら、丁寧なお仕事をしてくださっていると思いますけれども、また活躍していただきたいと思います。

では、その中で、この一粒一粒の手作業でむいた栗なんですけれども、こういった栗を、むき手とマッチングをしているのは、どこがマッチングをしてくれているのですか。今、事業所とか、7名の方が就職で雇用が生まれたと伺いましたけれども、どこがやってくださっているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） むき手と事業者のマッチングでございますが、現在のところは市の農政課のほうで、むき手の養成講座の際に希望する市内の加工事業者を募りまして、その中で、こういう事務所で時給幾らでの雇用がありますのでというところで、市のほうがマッチングをしているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。ということは、本当に市でよく見えるというか、動きが分かるので、また足りないとなったときに、もっとむき手が欲しいとなったときに、またそういった講座を増やしていただいたりとかということができるということだと思っておりますので、今後どうぞよろしく願いいたします。

また、この一粒一粒へのこだわりといいますか、本当に一粒一粒、私も恵那産の栗だと思いますが、瓶詰に入っていてまして渋皮煮になっていてまして、1粒800円以上の栗をちょっと試食させていただいたことがあるんですけれども、やっぱり栗も大きさもちろん違いますし、もちろんお値段も違うと思うんですけれども、この一粒一粒のやはり味であるとか風味であるとか、それから見た目とかということもすごく大事になってくるので、こういったことが一つ一つ価値を高めていくという部分ではどんなふうに市としては考えているのか。また、そういった出荷先の確保とか、またそういった人材確保も全部やっていると大変だと思いますけれども、お考えを教えてください。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） むき栗のお話ということで、よろしいですか。

○9番（田村幸子君） そうです。むき栗の話です。すみません。

○産業経済部長（礒山浩行君） むき栗につきましては、私もいろいろな大きな事業者から小さなこだわったお菓子屋、いろいろな方とお話を今まで何十件としてきた中で、やはりむき栗の品質についても、大きさは当然ありますが、そのむき方につきましても、例えば甘露煮、渋皮煮をホールで使う、一粒そのまま使うような方は、きれいにむいてあるほうがすばらしい価値のある栗となりますが、一方である程度の量を使うようなメーカーと

かホテルとかのお話を聞くと、いやいや一粒丸ごと使うことはないんだよという話を聞いて、実際に市販されている栗おこわなんかは4分の1カットとか輪切りになっていたりとかという部分が多いものですから、そこに気づきを得まして、きれいにむいてある栗と、あとはある程度機械でむいて手直しをすれば済むような栗というところで、むき手の講座の中でも、機械むき、手むきというところがありますよということをきちんとお話ししながら、高付加価値化と生産性の向上というところ、両方両にらみで行きながら今事業を進めているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） よく分かりました。本当にむいた栗って、そうですね。渋皮で提供される栗が、やっぱり大きすぎてすごく、ケーキの上に乗っていたりとかモンブランの上に使われていたりするのはやっぱり結構存在感がありますよね。また、見え方というのも大事なかなと思いますので、ただ渋のままにしておくと苦味とかが出てしまうと思いますから、渋皮で売るとするのは難しいことかと思います。また、一つ一つの価値を高めていくということで、両方やっていくということで、ありがとうございました。

先ほどすみません、私、「さんが市」と言いましたが、「やまが市」ですよ。失礼いたしました、申し訳ございませんでした。

では次に、小項目⑥に移らせていただきます。

今日、私もたくさんのパンフレットを頂いていたので、今日お持ちさせていただきました。こちらは、市内で笠間の栗を提供されている方の「もんぶらり」です。東京に行きますと、この栗のパティストリーがあって、すごく迫力があって目立ちます。こちらは今、食べ歩きといいますか、私が宣伝しているみたいですがけれども、食べ歩いてスタンプをもらってスタンプラリーを楽しむという、こういったものを年々参加される方が増えてこられて、私も何店舗かの方のところにちょっと頂きに参りました。

実は、こちらは東京の新しいのなんでしょうかね、今年の版で、東京都内に提供されているこういったモンブラン、高級なものばかりで、玉川の高島屋であるとか、羽田空港中の伊藤園であるとか、ホテルメトロポリタンエドモントが協力していただいていると思いますけれども、品川プリンスホテルとか、こういった栗がたくさん提供されていて、私のお友達も東京から毎年栗の時期は楽しみに買いに来られております。一つ一つ多くの方から支持されて、より多くの方の共感や興味につながっていくような、いろいろな販売支援とかの、また効果があるような、つながるやり方というのをいっぱいいただいているので、さらにこういった強化の輪が広がって行って、もっと有名になっていくと思います。

では次に、小項目⑦に移らせていただきます。ブランドの認証制度推進についてお伺いたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） ブランドの認証制度推進についてという質問でございますが、笠間の栗のブランド化を図るために、平成27年から笠間の栗のロゴマークや商標登録を行っており、商品に対して統一のマークをつけることで、地域ブランドの信用と確立を目的として実施しております。笠間の栗を原料とした加工品と、それらのパッケージや広告、広報広告物にロゴマークが使用可能となり、現在延べ34件の承認をしているところでございます。

また、これまでのプロモーションにより知名度が向上し、栗栽培に取り組む生産者が増加している一方で、品質のばらつきが課題となってきたことから、品質向上及びブランドの維持強化を図るために、令和5年度から生栗のブランド認証制度を開始しました。令和5年度には6生産者が認証され、道の駅かさま内のみどりの風直売所やインターネットなどで販売されておりますが、今後も認証制度の認知度向上を図るPRを行い、高付加価値での販売促進につなげていきたいと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） 品質のばらつきというのは味にもしっかりと影響が起きてくると思いますので、今、生栗の対応をしているということを知って、少し安心をいたしました。やはり、より多くのものが集まってきて、そこで、特にペースト状とかにすると同じ品質の栗じゃなかったりすると、多少のやっぱり味の差というのが出てきてしまうのかなど。甘さが強ければそんなには感じないんですけども、これ微妙にやはり消費者の方は感じてしまう部分だと思うので、非常にこのばらつきというのは埋めていくことが大事なのではないかなと思います。

一つちょっと要望といいますか、ペーストで、せっかく笠間の道の駅の前に栗ファクトリーができて、前は窓が開いていて中が見えるようになっていたんですけども、見えたほうがとても栗をアピール感があっていいなという声があったりするので、機会があったら、ここで質問はできないので、伝えていただけたらと思います。すみません、よろしくお願いたします。

次に、小項目⑧に移らせていただきます。消費振興PR支援の成果と今後の取り組みについてお伺いたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 消費振興PR支援の成果と今後の取組についてでございますが、本市では今年度で18回目を迎える「かさま新栗まつり」を開催しております。昨年度から初めて3日間の開催で行い、来場者数を令和4年度と比較すると約4万5,000人から5万5,000人と増加している状況でございます。出店者数は、コロナ禍後に開催した令和4年度は47店舗の出店でしたが、令和5年度には58店舗、令和6年度、本年度は71店舗が出店を予定しており、出店者から報告される売上げにつきましても、令和4年度につきましては約2,700万円だったものが、令和5年度には約4,000万円に上がっていることか

ら、多くの来場者に栗を楽しんでいただいているとともに、消費拡大につながっていると感じているところでございます。

また、商品開発のきっかけづくりの一つとして開催している「笠間の栗アイデアレシピコンテスト」では、これまで小学生からのアイデアを募集してまいりましたが、今年度からは中学生も対象に追加するとともに、さらに高校生以上を対象とする一般の部について新設をいたしました。一般の部につきましては、1次の書類選考会を経て、かさま新栗まつりのステージで2次選考会を行い、最優秀賞を決定したいと考えております。

このような取組により、今後も笠間の栗を求めてお客様が訪れる栗のまちを目指してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。昨年の新栗まつりについては長谷川議員のほうから前回に質問されていまして、詳しいことをお伺いしたところでございます。今年は、昨年モンブラン大会で優勝されたのが山鹿市で、今回は山鹿市で全国大会をされると伺っております。これから山鹿市は、山鹿市の代表を決めるそうです。笠間はもう既に決まっていらっしゃるので、しっかり頑張ってきていただきたいと思います。

では、小項目⑨に移らせていただきます。民間企業との連携、協力についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） 民間企業との連携、協力についてでございますが、コロナ禍による人の往来が制限される中で来ていただくことができないので、東京で買っていただくという首都圏向けのPRとして、令和2年度と令和3年度にJR東日本と連携し、品川駅改札に大型フラッグの設置や、東京駅、上野駅、品川駅構内、市内駅への装飾や山手線や常磐線における車両広告等を大々的に実施しました。令和5年度から新たなデザインで友部駅と岩間駅に装飾を行っており、来訪者に対して笠間市が栗のまちであることをPRしております。

また、かさま応援大使の岩崎 均シェフが総料理長を務める東京飯田橋のホテルメトロポリタンエドモントでは、令和2年度の「秋の食彩笠間フェア」をきっかけに、笠間の栗をはじめとした笠間市産の農作物を使用したビュッフェイベントを令和3年度から開催していただき、今年で4年目を迎え、笠間の国のPRに御尽力をいただいているところでございます。

さらに、茨城県との連携により、銀座にある茨城県のアンテナショップIBARAKI senseでの「笠間の栗フェア」や、県主催による池袋駅隣接のルミネ池袋を会場とした「笠間マロンコレクション」を開催しているところでございます。今年度は新たに、三越日本橋本店、小田急百貨店新宿店のほうから催事や旬の企画のお話をいただき、生栗や栗商品の販売を行うこととなっております。

また、JA常陸では、3Lサイズの大粒で特に高品質な栗を冷蔵貯蔵し、甘さを最大限に引き出した笠間の栗「極み」をブランド化して、販売をしているところでございます。

そのほか民間との連携といいますと、令和4年度に連携協定を締結いたしました東芝キャリア株式会社、現在は会社の名前が変わりまして日本キャリアという会社名になっておるのですが、そちらの協力を得まして、農産物の品質維持と向上に向けた栗の冷蔵貯蔵における温度制御の最適化についての冷蔵庫の実証実験を行っているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。先ほど見ていただきましたパンフレットの中にも出ているように、さらに今年は三越と小田急、また池袋のほうでもいろいろやるということで、試食とかが出るとちょっといいかなと思うんですけども、できたらよろしく願いいたします。

それから先ほど、2倍から3倍にも糖度が増した「極み」という特別の栗のような気がします。これは農産物の認証制度により、笠間市では36品目中、何と23品目が栗の商品だということを伺っているのですけれども、特にこの「極み」はどのように作られてどのように販売をどこでされているのか、教えていただけたらと思います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 貯蔵栗「極み」、JA常陸の取組である「極み」の御質問ですが、「極み」は厳選した大粒の3Lサイズの栗を約1か月にわたり冷蔵貯蔵し、栗に含まれるでん粉質を分解することで最大限の甘さを引き出すような、手の込んだ商品となっております。

この販売方法でございますが、大変貴重な栗でございますので、JAのほうで注文を受けて販売するという方法を取っているというふうに聞いております。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） お幾らぐらいするのですか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 毎年値段は変化はしますが、大体1キロ当たり5,000円以上するというふうなことで聞いております。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） 高級な栗なんですね。でも、そういう栗も、本当にいろいろな消費者の方がいらっしゃるんで、そういうキロ5,000円の栗も食べられる方もいらっしゃると思いますので、食べてみたいとは思いますが、なかなか買えないかもしれないので、でもこういった栗もぜひまたさらに増やしていただけたらと思います。ありがとうございます。

では、小項目⑩に移らせていただきます。民間企業との連携の後ですね、販路拡大の成果と販路開拓についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 販路拡大の成果と販路開拓についてでございますが、これまでのプロモーション活動により笠間の栗の知名度が向上してきたことで、ホテルメトロポリタンエドモントやプリンスホテル系列などの高級ホテルをはじめ、大手企業やゴディバ、資生堂パーラーなどの高級菓子店でも笠間の栗が商品化されているのを多く見かけるようになり、販路は拡大されているものと考えております。また、国外におきましても、台湾やシンガポールへの輸出に挑戦し、現地ホテルや菓子メーカーでスイーツとして商品化をされている状況でございます。

今後につきましては、品質にこだわりのある事業者や高級志向の事業者を中心に、笠間の栗に興味を示していただいたところには積極的に使用していただけるよう提案を行うとともに、商品化していただいた事業者の皆様には継続して使用していただけるよう、積極的なPR活動を行うことで販路開拓につなげてまいります。また、国外へは、笠間市農業公社を中心に笠間台湾交流事務所とも連携しながら、販路開拓を進めております。今月には農業公社が台湾の大手菓子メーカーとの協定を締結しており、今後商品の開発がされていくものではないかと考えているところでございます。

このようなことを含めて、引き続き積極的なPRを進めてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。私も昨年、台湾事務所が設立されて5周年の集いに参加をさせていただいたときに、研修で台湾の食事情を学ばせていただいたときに、本当に台湾の皆様は、栗のスイーツは日頃の御褒美として食べるとおっしゃっていました。私たちもそうですけれども、やっぱりそういうところに、今伺ったところ、大手の菓子メーカーと協力ができるということを知って、さらに進んで販路が行くんだなど、素晴らしいことだと思いました。ありがとうございます。また頑張ってくださいと思います。

それでは、小項目⑩SDGsの取り組みについてをお伺いしたいと思います。栗の鬼皮などの活用も含めてお願いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） SDGsの取組についてでございますが、栗ペーストなど1次加工する際に廃棄される鬼皮や渋皮に新たな価値の創出を検討した結果、染物の染料として活用することで商品化を行いました。これまでに、茨城工芸会の会員である染色家の方のお力を借りてはっぴや手拭いを製作しましたが、今年は新たに手提げバッグや巾着袋などの商品を製作し、かさま新栗まつりなどの販売、もしくは我々が首都圏に行ったときにはっぴなどを着用してPRに活用していきたいと考えております。

また、民間主導でございますが、鬼皮をパウダーにすることで栗菓子に利用したり、規格外の栗を栗の焼酎やビールの原料にしておるところでございます。さらに、鯉淵学園農

業栄養専門学校では豚の畜産への餌に活用し、「笠間マロンポーク リリカ」と命名して、ブランド豚肉として大手百貨店の高島屋日本橋店や柏店の食品売場で販売を開始したと伺っているところでございます。さらに、栗の剪定枝を焼却した灰を笠間焼の釉薬にすることなど、様々な角度での栗のSDGsの取組が行われているところでございます。

このように、アップサイクルの取組をすることで新たな商品化を行い、廃棄するものを最小限に抑えることで、持続可能な笠間の栗産業を推進してまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。本当に栗は無駄なく使えるんだなということ、改めて思いました。多分昨日から、この連休に鯉淵学園でできたリリカのホットドックでしょうか、販売をされると聞いていて、いち早く市場に出ているんだなと思ってびっくりいたしました。また、この栗の灰を利用した釉薬でできた焼き物なども我が家にもありまして、本当に色がすごく栗らしく、栗を思い出しながらお茶が飲めるようなお茶碗がありますけれども、あところいったはっぴであるとか手提げであるとか、こういったことが皆さんにもまた広く使われるようになったらすごいことだなと思います。

SDGsの目標12では「つくる責任、つかう責任」ということで、持続可能な消費と生産のパターンを確保し、社会の構築のため、資源対策の改善を目標にしておりますけれども、まさにこの仕組みの中に入っている栗の拡大であるのかなと思います。オール栗で、オール笠間で取り込むこともすごい大事なことなのかなと改めて思いました。

それでは最後になりますが、小項目⑩ですが、今後スマート農業技術を活用して作業の効率化やAIを使用して栽培管理など、次世代型の農業となるモデル事業が準備されているとも思いますが、そちらも含めた内容とともに課題の対策と今後の取組について伺いたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 課題の対策と今後の取組についてでございますが、課題となっているのは、生産者の後継者不足、一部の品質のばらつき、栗の加工に必要なむき手不足などでございます。

生産者の後継者不足については、栗栽培希望者とのマッチングを進めていき、生産規模拡大を図る生産者に対して農地を引き継げるよう、今後も栗栽培農地貸付補助事業等による支援を行い、生産の維持拡大に努めてまいります。

品質のばらつきにつきましては、関係機関と連携した剪定講習会の開催をはじめ、目揃え会において出荷時の選別や保管時の冷蔵貯蔵の徹底に努めていただき、コールドチェーンでの流通販売や生栗のブランド認証制度を活用した高付加価値での販売をさらに推進してまいります。

むき手につきましても、現在行っているむき手マイスター養成講座を継続して開催し、むき手を育成することで市内加工事業者への雇用につなげてまいります。

このほかの課題といたしましては、モンブランに次ぐ商品開発や生産履歴、いわゆるトレーサビリティの仕組みの導入や生産体制の維持なども挙げられているところでございます。

今後は、笠間の栗産地づくり協議会で新たな商品開発の協議を始めたほか、市では近年の担い手減少による耕作放棄地の増加を課題とし、それを解消するために市の主要農産物である笠間の栗の生産拡大を推進するとともに、耕作放棄地を水田から畑地に転換する笠間の栗水田畑地化モデル事業を令和7年度完成に向けて進めており、併せて有機栽培やスマート農業の仕組みを取り入れながら、さらにトレーサビリティの導入を図るとともに、効果的な生産体制の構築に対してのプロジェクト事業を今、立ち上げたところでございます。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。

最後になりますが、茨城新聞の記事の中で、J A県中央会で2023年度より県で取り組まれています食農出前授業があるそうです。茨城県内の小学校で授業の時間を使い、農家と触れ合う体験型学習や、生産者が講師となり本県の農産物についてのグループ学習などをしており、使用されている教材の提供や子どもたちの体験学習のモデル事業の中で、笠間市がその牽引力となっていると聞いております。本当に素晴らしいことだと思います。全国1位栗の産地の笠間市の農業も話題になっていると思います。これからも将来の担い手となり得る子どもたちの未来のためにも、さらに見本となる笠間の栗事業を推進していただきたいと思います。ありがとうございました。

以上をもちまして、田村の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 9番田村幸子君の一般質問を終わります。

ここで13時まで休憩いたします。

午後零時10分休憩

午後1時00分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

20番小藺江一三君が退席いたしました。

13番村上寿之君の発言を許可いたします。

村上寿之君。

〔13番 村上寿之君登壇〕

○13番（村上寿之君） 13番、市政会の村上寿之です。通告に従いまして一問一答で質問します。

それでは、大項目1、市内農家の農作物被害について質問します。

新聞やテレビなどで、収穫前の農作物の盗難被害の話がよく取上げられている。笠間市でも収穫前の梨が大量に盗まれたことは記憶に新しい。そこで、笠間市で起きている農作物の盗難被害は、笠間市農政課でどの程度把握しているのかお聞きしたい。

質問します。小項目①市内農家で発生している農作物盗難の現状について伺います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 13番村上議員の質問にお答えします。

市内農家で発生している農産物盗難の現状についてでございますが、警察へ被害届が出されている件数でお答えいたします。過去5年間の市内の被害件数は、令和元年度が4件、令和2年度が4件、令和3年度がゼロ件、令和4年度が3件、令和5年度が2件となっており、今年度も現時点で1件の被害届が出されているとのことでございます。

少額の被害や繁忙期で被害届を出す暇もないなどの理由で被害届が出されていないケースも考えられるため、実際の被害はさらに多い可能性がございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 農作物別では何が多いですか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 本市において盗難被害が多い農作物は、梨やブドウなどの果樹類が挙げられ、比較的価格が高値であることや圃場に侵入しやすいことなどから盗難の対象になりやすい傾向にあると聞いております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） その被害額はどのぐらいになりますか。過去5年間の被害額を教えてください。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 過去5年間の被害額についてでございますが、警察に照会しましたが、被害届の件数以外の情報は提供はいただけなかったため、把握はしておりません。

なお、先月の梨の盗難被害につきましては、新聞等の報道によりますと、梨約3,200個、金額にして87万円の被害と聞いております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それでは、被害を受けた農家に対する助成金や支援策はありますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 市では、直接的な被害を受けた農家に対する助成金や支援策は設けておりません。

なお、農業共済組合では、盗難などによる収入減少を補填するための収入保険制度がございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、その農業共済の保険制度、そういうものが今回の梨泥棒とかに該当になっているか、該当になってないかというのは、市では分かりますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 今回の農家が収入保険に加入しているか、していないかというところは市のほうでは聞いておりませんが、収入保険制度につきましては、保険期間内の収入が基準の収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補填されるものという制度でございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、分からなければ、犯人が逮捕された場合、犯人から被害額相当の金品は戻ってくるのですか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） その金品につきましては、警察または裁判所の決定によるものなので、市のほうでは把握しておりません。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、市は被害者救済のために何かすることはありますか、していますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 被害者に対する支援というところでございますが、一義的には農家に対応するのが一義的な考えだと思っております。

しかしながら、農作物の被害を減らすためには、監視カメラやセンサーライト、侵入を検知すると警報が鳴るシステムなどを複合的に導入したり、フェンスやゲートなどの物理的障害を設けて不正な侵入を防いだりするなど、農家自身の防犯対策が重要であると考えております。あとは、不審者などの情報共有といった地域ぐるみの防犯等が重要であると考えております。

ただしながら、市といたしましては、今回の盗難被害を基に、市では一体何を農家に対して支援ができるのかというところを考えまして、先般の全協で報告いたしました、予備費を充当させていただきまして、ブドウ、梨農家に対して防犯カメラと防犯の看板を支給したところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 被害に遭った方は、納税者ですよ。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 納税者でございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、納税者にもうちょっと、いつもこの間の鳥インフルエン

ザのときも同じような感じの話になってしまうんですけども、何か救済措置として市として一時金を出してあげるとか、何かそんな対応をしてあげると優しくていいのかなというふうに感じているのですけれども、現在そういう制度がないので、出せとは言いませんが、以後そういう制度を考えていただければありがたいなという考えでこの質問をしたのです。

なぜかという、今回お話が出てこなかったですけども、米の盗難なんていうのもよく聞くんですけども、警察から被害届聞いてないからないとか今言っていましたけれども、よく新聞とかにも米の被害なんていうのが、盗難なんていうのが聞くんですけども、今年米が特に高いというのは御存じですよ。そういう場合、本当に犯人なんていうのは、狙いやすい品物になってくるのかなというふうに思うんですよ。取られなければそれでいいのですけれども、何十万円も取られちゃったら市民かわいそうじゃないですか。

本当に市民の心を考えればそのぐらいのことをしてもいいと思うんですけども、被害を受けた農家の声をどのように受け止めていますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 被害を受けた農家の声をどのように受け止めているかについてでございますが、農家にとっては時間と労力と経費をかけて大事に育てた作物を収穫期に盗まれてしまうということにつきましては、悔しいとか、お客様に届けられないのが残念というふうな声を聞いております。

このような声を受け、市として何か支援ができないかということで、先ほど答弁いたしました、先月、防犯カメラと注意喚起の看板の貸出しを行ったところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） そういうことも当然大事なことですけれども、私的にはぜひお見舞金ぐらい出してあげてもいいのかなという考え方なんです。その点はいかがですか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 市といたしましては、今やっている施策を行うことで、農家の方々には共済の収入保険に入ってくださいというのが一番ベストなのではないかというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 違うんですよ。私が言っているのは、そういうお見舞金を出してくださいという話をしているのです。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 現状では、市ではお見舞金の支給というところは考えておりません。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） ぜひ考えてください。

以上で小項目①終わりにしまして、小項目②は今の質問と関連性が多くて、ほとんど質問しようとした内容が小項目①で答弁いただいたので、続きまして小項目③に入ります。

農作物の盗難被害が起きていることは、農家にとってとても不安である。そして、現在刈取りをしている新米やブランド化した笠間の粟の収穫期を迎える今、またどこかで盗難被害が出るのではと心配になる。どうか、笠間市の農作物が盗難被害に遭わないために、他機関との連携を強化していただきたい。笠間市は、農作物の盗難防止のために他機関とどのように連携していくかお聞きしたい。

質問します。小項目③他機関との連携についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 他機関との連携でございますが、本市では笠間地域農業改良普及センターや農業共済組合等の情報を共有するとともに、警察には農作物の盗難防止のための農作物収穫期や被害のあった圃場周辺を中心にパトロールの強化を要請してございます。

また、先月の梨の被害に関しましては、JA常陸笠間地区岩間梨部会の方々と対応について協議をしたところでございます。同時に、盗難防止においては農家の自主的な防犯対策が最重要と考えており、倉庫の施錠などによる農作物の保管・管理徹底のほか、ネットや柵、センサーライトやカメラの設置といった侵入防止対策などが、農家自身が取べき対策であると考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） ぜひ、市内の農家に被害が出ないように引き続き注意喚起をお願いして、以上で小項目③を終わりにします。

続きまして、小項目④に入ります。

鳥獣による農作物の被害は、日本全国で深刻な問題となっています。笠間市でも多くの場所で農作物の被害が確認され、わなを仕掛けるもなかなかわなにかからないなど、有効な手段が見当たらない話を聞きます。そのような中、笠間市の鳥獣被害の現状がどのようなになっているのか、お聞きしたい、

質問します。小項目④鳥獣被害の現状についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 鳥獣被害の現状についてでございますが、本市の農作物被害は主にイノシシによるものですが、ほかにも、カラス、ハクビシン、最近はアライグマなどによる被害もございます。

農産物被害額は年々増加をしておりましたが、平成29年度の6,538万6,000円をピークに減少へ転じ、令和4年度には1,047万6,000円となり、ピーク時に比べると5,491万円の減少いたしました。これは、農業者が自ら行う電気柵やワイヤーメッシュ柵の設置などによ

る被害防除のほか、本市の鳥獣被害対策、自治体や地域の捕獲団体による有害鳥獣捕獲活動における効果と豚熱の影響もあると推測されるところでございます。

しかしながら、令和5年度には被害額が1,279万2,000円で、前年比231万6,000円の増加となりましたが、これはイノシシの生息数が増加し、新たな被害が出たものであると考えております。また、近年はこれまでイノシシ被害のなかった地域などからも被害の報告があり、鳥獣の生息エリアが拡大しているものと考えられ、わなの設置による捕獲の強化を行っているところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それでは、農作物の鳥獣被害による被害相談数は年間どのくらいありましたか。令和元年から令和5年の被害相談数をお聞かせください。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 相談数に関しましては、イノシシ、ハクビシンの相談が多数を占めておるところでございます。令和元年度が76件、令和2年度が82件、令和3年度が74件、令和4年度が53件、令和5年度が99件となっております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、被害相談はどのような職員がどのような対応をしているかお聞きしたいんですけれども、教えてください。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） どのような職員がどのような対応というところでございますが、市役所の窓口、電話等で鳥獣被害の相談があった場合には、農政課の振興グループの鳥獣の担当職員がおりますので、その職員が聞き取りを行い現地を確認、状況によっては鳥獣被害対策実施隊の隊員の方に情報提供いたしまして、一緒に同行して現場を確認して、箱わなが有効なのか、くくりわなが有効なのか等を含めて、専門的な知識で現場のほうを対応しておるところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、これ職員に限りますけれども、担当者は何名ぐらいで行っているんですか。この鳥獣被害対策です。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 現在2名で対応しているところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、笠間市で特に被害が深刻な地域や場所はどの辺ですか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 市内で特に被害を及ぼしている場所でございますが、山際に位置する農地や集落において被害が目立っている状況でございます。市内で被害の多い地域につきましては、笠間地区においては福原、片庭、本戸、友部地区においては上市

原、岩間地区においては上郷、下郷などでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 大体、山あいのところですよ。

じゃあ、鳥獣被害の多い地区と少ない地区で、その対応に差はあるんですか。そういう対応をしている、例えば山際だからいっぱいここはわなを仕掛けようとか、少ないところだから何もやらないとかという差があると思うんですよ。そのような差はございますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 鳥獣被害が多い、少ないにかかわらず被害の申出のあった地区につきましては、鳥獣被害対策実施隊と連携して捕獲するためのわなの設置などを行うことで対応しておりますので、多いところ少ないところに対応に差はございません。

ただ、結果といたしまして、被害の多い地域には箱わなやくくりわななどが多く設置されることとなっているような現状でございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、市の職員も、被害が確認された場所には出向いていくのですか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 原則的には全て出向いております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それは、どのようなことをしてきますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 先ほど答弁いたしましたとおり、現地の被害状況の確認と、実施隊と同行して申入れしていただいた方のお話をじっくり聞いて、どのような対応がいいのかというのを実施隊の隊員と一緒に検討しているという状況です。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、先ほどの答弁であったんですけども、笠間市の鳥獣被害の中でどのような動物の被害が多いという話だったんですけども、イノシシやハクビシンなどが一番多いということなんですよ。一応、その確認のため、もう一度聞かせてください。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 繰り返しの答弁になりますが、市内においてイノシシの被害が最も多く、次にハクビシンやアライグマなどの中型獣による被害も多い状況でございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、鳥獣被害による農作物の被害額はどのくらいありますか。令和元年から令和5年度の被害額を教えてください。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 令和元年度の被害額でございますが2,022万6,000円、令和2年度が1,631万8,000円、令和3年度は926万4,000円、令和4年度が1,047万6,000円、令和5年度が1,279万2,000円の被害額となっております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それでは、鳥獣被害に対する予算額はどのくらい取っていますか。令和元年度から令和5年度の予算額をお願いします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 鳥獣被害に対する予算額についてでございますが、令和元年度が3,338万4,000円、令和2年度が3,122万8,000円、令和3年度が2,486万2,000円、令和4年度が2,192万5,000円、令和5年度が2,651万4,000円となります。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） このような現状を見据え、新たな予算措置や人員配置の必要性について、笠間市農政課はどのように考えていますか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 継続した鳥獣被害対策を行ってきたことにより、農作物の被害金額はピーク時の約5分の1程度に抑えることができました。今までの取組の成果が出ているものと考えておりまして、今後も現在の対策維持強化をしていくことが重要だと考えております。予算措置や人員配置については、その状況に応じて対応していくべきものであると考えております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） そのとおりですね。

私がここでちょっと質問したかったのは、だんだん予算額とか被害額というのが少なくなっているんですけども、何かあちらこちらに出向くとイノシシの被害やハクビシンの被害が増えているというような話を聞くんです。その都度職員を呼んだりとか、あとは職員が出向いたりなんていう話を聞くんですけども、2人ぐらいの職員でこの鳥獣被害対策が対応できるのかということを疑問に思って、この質問をさせてもらいました。

その点どのようにお考えか、そこを教えてください。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） ピーク時の平成29年度から職員の配置状況は変わっておりませんが、振興グループというグループでやっておりますので、7名から8名ぐらいのグループでやっております。主が鳥獣被害対策をやっているのが2名ということですので、被害の状況に応じて柔軟的にグループの中で人員の配置をしておりますので、今のところ問題ないと考えております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 私は問題があると思って、もっと増やしたほうがいいのではないかという話をしようと思ったんですけれども、数字やそのような部分を見る限り、特に問題はないという感じもありますので、改めて私も見守っていきたいなというふうに思っています。

ただ、この鳥獣被害を担当している職員は、結構大変ですよ。山に登ったり、部長も見ていますか、あちらこちらでいろいろな市民にどうかしてくれ、本当に大変な思いをしていると思うのです。人を増やせということは無理だとは思いますが、こういう職員にも目を向けていただいて、鳥獣被害は恐らく幾らお金をつぎ込んでも、やっぱり生まれてくる動物の数は5匹も6匹も生まれてくるわけですから、なかなか市が思うようにはいかないとは思いますが、ぜひ今頑張っている職員も大変だと思うので、その辺も考慮しながらやってください。

続きまして、小項目⑤に入ります。鳥獣被害における対応策についてお伺いいたします。簡単で。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 鳥獣被害における対応策についてでございますが、鳥獣被害の対策の三本柱といたしまして、電気柵等での被害の防除、捕獲による個体管理、草刈りによる生息環境の管理、この三つが重要な部分だと考えております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） ぜひ、盗難被害、鳥獣被害に対してしっかり目を傾けていただき、こういうことが当然盗難被害がなくなるようなことと、鳥獣被害が少なくなるというのは難しいかもしれないですけれども、しっかり職員の面倒見ていただいてやっていただければいいなというふうに思います。

以上で、大項目1を終わりにします。

続きまして、大項目2、市内小中学校・義務教育学校の生成A Iの活用について質問します。

皆さんも御存じのとおり、2022年に生成A Iが話題になり、その年の11月にChatGPTが公開され注目されたことは、記憶に新しい出来事と覚えている。ところが、このChatGPTを早々に活用して学校教育が行われている学校が、茨城県にあることです。その代表的な学校が、つくば市立みどりの学園義務教育学校です。この学校では、1年生から9年生まで生成A Iを活用した授業を行っています。ただ、ChatGPTの活用は利用規制があり、13歳以上から18歳未満は保護者の同意が必要とのこと。では、笠間市の学校教育ではどうなのでしょう。笠間市では、どの程度生成A Iを活用した授業が行われているのか質問します。

小項目①生成A Iの活用についての程度取組んでいるかお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

[教育長 小沼公道君登壇]

○教育長（小沼公道君） 13番村上議員の御質問にお答えをいたします。

生成A Iの活用の取組状況についてでございますけれども、結論から申し上げますと、本市においてはC h a t G P Tなどの生成A Iを利用した授業には取り組んでおりません。

その理由としては、大きく二つあります。

一つは、先ほど議員がお話なさった、国のガイドラインでは13歳以上それから18歳未満、しかも保護者の同意が必要であること。それから、国のほうもパイロット校として取り組んでいるという状況から考えると、試験的導入ですので、必ずやれという、これはいわゆる約束事ではないとそういうことであります。

それから、もう一つ大きな点としましては、教職員の研修が膨大になるということで、このC h a t G P Tを活用するためには、教員に対して正確な情報を教え込まなければいけないという状況があります。

そういうことで、この二つの大きな状況によって、本市においては取り組んでいないのが現状です。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それでは、茨城県の公立の小中・義務教育学校で生成A Iを活用した授業を行っている学校は、どのくらいあるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君、自席でお願いします。

○教育長（小沼公道君） 生成A Iに取り組んでいる本県の学校ということですが、全国では66校パイロット校がありまして、本県においては4校。つくば市については1校、それから、かすみがうら市内で3校の合計4校となっております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） そうしますと、近隣の市町村で生成A Iを授業に活用しているところはありますか。ないということですね。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 現在、ございません。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 笠間市教育委員会はなぜ生成A Iの活用を授業に取り入れなかったのかということは今聞いた内容なのかなというふうに思ったので、では生成A Iを授業で活用しているつくば市立みどりの学園義務教育学校と生成A Iを授業で活用していない笠間市の子どもたちの間では、情報活用能力に格差がつくのではないのでしょうか。その辺、笠間市教育委員会は、いかがお考えでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

先ほども申し上げましたけれども、大きく一つは、パイロット校ということは試験的導

入ですので、これがいわゆる学校教育に合っているかどうかを試験的に活用していただいている学校が66校全国にあるということですから、これを見極めてから導入してもいいのではないかという考え方が我々にあります。

それからもう一つは、本市においてはタブレットを入れたときに、実はA Iのデジタルドリルの導入をしています。これを「すららドリル」というのですが、このすららドリルについては、子どもたちが間違ったところを何回も何回もクリアしていかないと次のステップに進めないという優秀なA Iドリルになっています。その活用を4年前から使っておりますので、これを生成A Iではなくて、A Iドリルの活用ということでやってきました。それを今後も継続していきたいと思っています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 私が聞いたかったのは、当然パイロット校であり、パイロット校でない笠間の小学校、笠間の子どもたちにおいて、結局パイロット校であったってChatGPTを使いながら学習をしているという事実はあるんですよ。笠間の子どもたちというのは結局、全く生成A Iを使った学習をしてないという、その格差について知りたかったのですけれども、その辺もうちょっと詳しく教えていただければ。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） もちろん今、技術がこんなに革新社会ですので、学校の中では我々は推奨して取り組んでいないということであって、子どもたちは個々に家庭において取り組んでいる子どももちろん一定数はいると思っておりますので、格差が生まれるということは私は考えてはおりません。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 私は格差があると思って、この質問をしたんです。でも、教育長が格差がないという判断であれば、当然そのような学習スタイルでしばらくやっていくのかなというふうに思うので、見守りたいと思います。

以上で小項目①終わりにします。

私は、市内小中・義務教育学校で生成A Iを授業で導入し、子どもたちの情報活用能力に貢献していただきたいと思っている。ただ、そのためにはいろいろな困難や問題点があり、円滑にはいかないとも思っている。生成A I導入に当たり、教育委員会が思う問題点などがあればお聞きしたい。

小項目②生成A I導入の問題点についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 生成A I導入の問題点についての御質問でございますけれども、導入するに当たっては、児童生徒だけではなくて、教職員のメリット、それからデメリットに関して、十分な知識の習得が必要であると先ほどお答えしたと思います。特に、その問題点、デメリットについては、今、ちまたというか、最近騒がれているのは、Chat

GPTが言っていることに信憑性があるのかどうか。学習機能の中でうそを覚えてしまうと、うそを出してしまうというところ。それから、プライバシーに関する情報がそのまま載せられてしまって、今後それが独り歩きしてしまうという、そういう個人情報の問題のリスク等がありますので、そういうことについて教育委員会としては慎重に考えていかなければならないというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、笠間市教育委員会は、生成AIを活用することに対して、小中・義務教育学校の教育目的に合致している目的だと思いますか。その辺お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） これほど情報社会が発展していったら、教育は変わらなければいけないと私自身は思っています。

教育の中で生成AI、ChatGPTをどういう活用するかというと、子ども自身がChatGPTに質問することでの活用ではなくて、教員自身がこの子どもたちに対してどういう学習課程を組んで学習していくかという、そういう学習づくりの点での活用ということで、十分働き方改革にもつながるものだという認識はあります。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、一応、今の問題は合致しているというお考えでよろしいですか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） そう思っております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、生成AIを活用することで、学力向上に問題を起こすことはありませんか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 学力向上、知識だけを教えるのであれば、生成AIを活用して、AIロボットを活用してということはできると思いますけれども、学校教育はそれだけでありませんので、知識伝達の方法としては良いものだという認識は持っています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、生成AIを活用するには、市内小中・義務教育学校の児童生徒たちが、生成AIとは何かを理解していることも問題点になると思います。笠間市内の児童や生徒は、生成AIをどの程度、教育長は理解していると思いますか。これは教育長ばかりでなく、教育委員会として御見解をいただければ。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 調査を行ったわけではございませんので正確な数字等はお話し

することできませんけれども、これだけ新聞やメディア等で騒がれている中で、子どもたちは今、携帯の所持率はもう5割以上超えていますので、それを活用して使っている子どもたちはたくさんいるという認識はあります。

ですから、あえて学校のほうで上手な使い方というか、そういうものを今後教育していく必要はあるのだろうなど、そういう認識はございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 私も中学生とは結構付き合いがあるんですよ、自分のやっていることで。その中学生たちに、ChatGPTは利用したことあるか、ChatGPTは知っているかという話をすると、当然分かると言う子どももいるし、ChatGPTって何ですかと言う子どももいるし、じゃあ、ChatGPT使ったことあると言ったら1人だけいました。だから、意外と教育長が分からないように、ChatGPTは意外と知られてないのが現実なんですよ。

さっき言ったように、つくばの学校とかすみがうらの学校の子どもたちというのは、そこで学校でChatGPT、当然パイロット校だから笠間と立場は違いますけれども、もうここで、さっき言った格差は、そこで私は言いたいわけなんです。全くそのように知識のない子どもたちと、学校でそれなりにさわっている子どもたちでは、社会に出たときに全然、同じ土俵に立つ、横綱と、簡単に言えば前頭ぐらいの差が出ちゃうわけなんです。私は、笠間の子どもたちを横綱にしたいわけなんです。ぜひ、そういう部分も理解した上で、こういうChatGPTの活用などというのを考えていただければいいなというふうに思っている、この質問をさせてもらったのです。

いろいろな子どもたちに、ChatGPTどのぐらい使ったことあるかというアンケートなどしてみるのはいかがでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） あえてお約束することはなかなかできないのですが、子どもたち自身、村上議員がおっしゃるとおり、いろいろな子どもたちがいますので、ただ議員に間違っていたらごめんなさい、授業の中で、技術家庭の時間の中では、必ずICTの使い方というものの中でChatGPTも触れていますので、子どもたちには伝達はしているというところがあります。そういうことで御理解いただければと思います。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 教育長が伝達していると言っているんですけども、分からない子どももいるということも御理解ください。

それでは、生成AI活用に保護者の意見を確認し、今後の参考にしてみるのはいかがでしょうか。その辺どういうふうにお考えになりますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 今、パイロット校がどういうメリットがあって、デメリットが

あるかという検証をやっている段階ですので、時期を見て、必ずそういうふうな方向性は出していきたいと思います。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 以上で小項目②終わりにして、小項目③に入ります。

生成A I活用の効果には、A Iの活用を通じて将来の自分に役立つリテラシー、リテラシーは、ある分野に関する知識や能力を活用する力、このリテラシーやデジタルスキルを自然に身につけることができるようになると思っています。これにより、子どもたちが現代社会や今後の社会に必要な能力をより早い段階で習得できる、私はチャンスと思っています。では、笠間市教育委員会は、学校で生成A Iを活用することが子どもたちにどのような効果が期待できると思いますか。

質問します。小項目③生成A I活用の効果についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 4年前のタブレットの導入から教育が大きく変わったというのは先ほどお話ししたとおりなんですけれども、今、笠間市内に限らず全国の子どもたちは、タブレットを、ある特殊な機械ではなくて、いわゆる筆記用具の一つとして、消しゴムや鉛筆と同じような使い方を今しています。

やっとICTに慣れるようになってきて、今度活用していくことになって、私は子どもたちに常日頃言っているのは、タブレットは友達と一緒になんだと。いわゆるChatGPTもそうですが、話しかけることによって、相手から明確な答えが返ってくるかどうかは分かりませんが、それなりの考えが返ってくる場合があるということで考えていくと、授業の中でグループ学習をやっていて人それぞれの考え方を聞いている中で、それ以外の考え方をChatGPTに聞いてみるという方向もこれは考えられるなど。それは、教育のやはり拡大という点ではすばらしい点だというふうな認識がありますので、そういう面で、使い方を統一してやっていくような方策で考えていけたらなど、そういうふうに思っています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 分かりました。

次、続きまして、小項目④に入ります。

笠間市の学校においては、子どもたちに生成A Iを活用した取組は行ってないということですが、教員はどうなのでしょう。どの程度生成A Iを活用し、教員のスキルを向上しているのか、お聞きしたい。

質問します。小項目④教員のスキル向上についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） パイロット校66校ですけれども、実は本市においても、昨年度、生成A IのChatGPTの研修は、情報教育担当者を中心に大学の先生を招いて行って

おります。内容的には授業計画であつたりとか、単元のいわゆる教育計画であつたりとか、そういう使い方ということで、教員の働き方改革につながるような、そういうふうな使い方の研修を行った事実はございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、そのように生成A Iを用いた教育は、教員にどのような影響を及ぼすと考えておりますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 長期的に考えてみたら、新しいやっぱり資料の一つとして活用できるというところはあると思うんですね。ですから、教員の研修としては有効な手だてだと私は思っています。

ですから、教員の知識を補完するための一資料としての役割というか、そういうものを補完できるものというふうな考え方は持っています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、生成A I導入により、教員の教育手法はどのような変化が期待できますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 教員にもやはり得手不得手がありますので、限りがあると思っています。ですから、子どもたちに専門的な知識を導入するのであれば、生成A Iの技術を活用するということは、教員にとってもやっぱり資質向上にはつながっていくと思っています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 生成A Iの導入は、教員の働き方改革にも先ほど貢献できるというような話がありましたけれども、改めて再確認しますけれども、生成A I導入は教員の働き方改革に貢献できるものとお考えですか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） はい。考えております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、笠間市教育委員会は、A I技術が進捗する中で、人間である教員の教育力を今後どのように強化していくか、お聞きいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 研修の充実というのが一番だと思うんですけども、生成A Iの研修も含めて、今後やはり知識伝達能力であつたりとか、それから教員の技法であつたりということがやっぱり大事なのかなと、そういうふうに思っています。

ですから今回の、教育がどんどんどんどん今新しいもの変わってきました。英語の導入であつたりとかタブレットの導入であつたりと、そういうことで、今度A Iということ

で教員の働き方改革に一助できるような、一ツールとしてできるような形で活用していく方策を今後考えていきたいと思っています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） そのように強化していくということなんですよ。

では、AIの教育力と人間である教員の教育力を子どもたちに説明する機会があったら、教育長はどんなお話を子どもたちにしますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 難しいと思うんですけども、知識伝達であればChatGPTは有効な方策だと思います。でも、教育は鏡ですので、ロボットは人格がありません。子どもたちに怒って向かえば、怒って返ってきます。笑って向かえば笑って返ってくる、そういうふうな人間的な教育ができるのは、教員なのだと。教員の立場とロボットの立場をわきまえながら教育環境を整えていくことが大事だというふうな話をするとと思います。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それというのは人間力向上にもつながっているところだと思うんですけども、私ならこういうこと言いたいのですよ、子どもたちに。AIは、機械が行う。つまり、機械にできることは機械にやらせる。教員は、人間である。人間には人間力があり、つまり考えることができる。AIに対する強みは人間力であることだと説明するのがよろしいと思うんですけども、このような私の考えはどのように思いますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） ぜひ、議員に学校に行って話をさせていただければと思います。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 喜んで行きたいと思っています。

それでは、子どもたちに先生よりAIのほうが良いなんて言われる時代が来ませんか。そのようなことが来るのが、非常に怖いです。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） そのようにならないように、教育委員会が主導で、教員の研修を進めていくわけです。

ですから、私は就任以来、道徳教育については、1人の担任が教えるのはもう絶対駄目だと。全ての教員でローテーション道徳をやっていて、いろいろな価値観を植え付けるのが大事だということでこの4年続けてきていますので、そういう人間力を大事にしながら教育をやっていききたいと思っています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） まさしく私と同じで、人間力の高い教員を育てていただきたいと思っております。

現在のAIの進化は、大体、山で言えば1合目と私は思っています。1合目とも呼べる、

今、初歩的な段階であります。しかし今後、A Iは想像を絶するレベルで賢くなると思います。教員の教育力を高めていただき、子どもたちや保護者にあの先生は使えないなんて言われぬようなレベルの高い教員を育てていただきたいと、教育長には要望いたします。

以上で小項目④を終わりにして、小項目⑤に入ります。

笠間市教育委員会は、市内の児童や生徒に生成A Iの活用を今後どのようにしていきたいとお聞きしたい。

質問します。小項目⑤生成A Iの今後の展望についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

国のガイドラインが、本年度末改正される予定でございます。それは、パイロット校のメリットとデメリットが出された中でのものだと思っているんですけども、それを注視しながら、我々のほうは生成A Iをどのように活用していくか、調査研究をしていくつもりであります。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、生成A Iを用いた教育は、長期的に生徒や教師、教育環境にどのような影響を及ぼすか、教育委員会の見解をお聞きいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 働き方改革の進め方と同じなんですけれども、働き方改革は、教員にしかできないことをするために、教員じゃなくてもできることを外に外注で出すという考え方です。そう考えていくと、生成A Iは、教員じゃなくてもできることを生成A Iにやってもらうということは十分可能だと思っておりますので、そういう考えに基づいて今後考えていきたいと思っております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、これは笠間市の子どもたちの中には、早く学校で生成A Iを活用した授業をしたいと思っている子どもたちもいると思う。そのような子どもたちの未来のために、何かできることはありますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 生成A I、C h a t G P Tの使い方については、内緒で子どもたちは読書感想文を作ったりとか、もう既にやっている子どもたちがいるという話は認識をしています。

ですから、正確な使い方をどのようにやっていくかというのは研究課題として、今後教育委員会として市内の学校で取り組んでいきたいなど、そういうふうに思っています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、社会ではA Iとの共生時代は既に始まっています。笠間市の学校教育が、社会に遅れないことを望みます。そして、まだ始まっていない生成A I

の活用が笠間市の子どもたちの学習に役立つ取組になることを期待して、大項目2と小項目⑤を終わりにします。

続きまして、大項目3に入ります。

続きまして、大項目3、市内学校の日常について質問します。

現在、市内小中・義務教育学校の子どもたちが使用しているタブレットは今どのような利用状況か、お聞きしたい。

質問します。小項目①タブレットの利用状況についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 自席で失礼します。

タブレットの利用状況ですが、先ほどもお話ししましたが、導入から4年目を迎えました。先日、教育福祉委員会のほうで視察をなさったとおり、子どもたちは活用している状況が続いていると思います。

教師が児童生徒の意見を集約したりとか、ビッグパッドと呼ばれる大きな黒板に、それを子どもたちの考え、子どもたちは意見を言える子と言えない子がいるので、授業の中で自分も参加しているということで、すごく有効な手だてとしてビッグパッドを使っております。そういう活用場面というのは多岐にわたっておりますので、また自宅に持ち帰って家庭学習の一助として使っているという状況がございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） さっきの一応私もそのメンバーなんですけれども、教育福祉委員会なんです。教育福祉委員会として、すみませんが。

では、タブレットが故障したときの対応はどのようにしていますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 学校からの連絡によって、すぐ代替を持って行って子どもたちに活用させております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 故障した際のトラブルはございませんか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） すぐに代替を用意しておりますので、そのトラブル等はありません。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、夏休みや休業中に家庭で使う使用基準などは設けていますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 夏休みなどの休業中に限らずタブレットを持ち帰らせていますので、家庭でのルールであったりとか、学校の活用ルールというものは既に明示して、活

用していただいております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それは分かりました。

8月7日の読売新聞が、小中学生に1人1台配布された学習用端末をめぐり、一部の自治体が端末にアプリを提供するリクルートに子どもたちの個人情報を直接取得管理させていることが判明した。文部科学省が7月から全国調査をはじめ、波紋が広がっているとの記事を伝えているが、笠間市教育委員会は学習用端末をめぐり、子どもたちの個人情報の管理に問題はございませんか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 子どもたちの個人情報やデータ管理については、教育委員会のほうで一元管理をしておりますので、そういう事実はございません。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 市民は心配しているので、今そのようなお答えをいただいて安心していると思います。

では、卒業生のデータの取扱いについて、どのようにしておりますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 卒業生のデータに関しましては、本市でつくっております端末貸付規程、その第9条第4項の中に「貸付期間終了後1ヶ月が経過した端末のデータは、それにかかる一切の権利を放棄するものとし、笠間市教育委員会が削除する」とされておりますので、1か月たった後に削除するようにしております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） そういうことであれば、卒業生の個人情報が他人に漏れるということはないと判断してよろしいのですか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） そのとおりでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 分かりました。

小項目①を終わりにし、次に小項目②に入ります。

夏休み中の子どもたちの過ごし方は、時間を決め過ごす子ども、塾に行って学習する子ども、スポーツで汗を流す子ども、1日中家でゲームをし学習しない子どもの大体4パターンを想像するが、特に1日中家でゲームをし学習しない子どもには目を向ける必要があると思います。こうしたことを踏まえ、夏休み中における学校が抱える学習の課題はどのようなことがあるのか、お聞きしたい。

質問します。小項目②夏休み中における学習課題について御質問いたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 夏休み中の学習課題についての御質問ですけれども、夏休みの課題の本来の目的というのは、いわゆる前期課程の中において培った学習のリズムであったりとか、学習の内容というのを復習していくのだと。それから、40日の休みの中で、リズム、規則正しい生活をするのだということで課題を出している状況でございます。

学校が管理する中で、夏休み期間中というのは、学校に子どもたちが来てない状況で家庭に返している状況なんですけれども、家庭と協力しながら、そういう学習計画を夏休み前に1日の生活リズムという、要するに予定表ですね、そういうものを立てさせて、学習のリズムが整えられるような形で課題を出しているという状況がございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、子どもたちはやっぱり差があると思うんですけれども、さっき言ったように。笠間市が目指す学力向上の根本とは、どのような子どもをどのように育てようとしていますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

笠間市が目指すのは、もちまえ、子どもたちの「もちまえを伸ばす」ということが教育目標の中に書かれておりますけれども、持ち前というのは一人一人の力を伸ばすということなので、個々に応じた形で、先生方が夏休み前に1日の予定表の中であなたが弱いところは算数のこういうところだよというのを話をしながら計画を立てている現状がございますので、そういう個々の持ち前を伸ばすためのいわゆる方策を立てながら、夏休みを迎えさせているというのが現状です。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、持ち前を伸ばすっていろいろあると思うんですけれども、私が一番心配しているのは、ここで言う1日中家でゲームをして学習しない子どもに持ち前伸ばせと、どういうことをすれば伸びると思いますか。その辺もお聞きしたいです。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） そのために、夏休み前に先生と2者面談も含めた形で夏休みの計画表を立てさせているので、それはやっぱり家庭との協力を仰がないと1日中先生が夏休みについているわけにはいきませんので、やっぱり家庭の教育力を向上させることも一助だと思っています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） そのとおりであるんですけれども、学力向上の根本はいろいろあると思うんですけれども、さっき言ったように、例えば学習ができる子ども、やっぱり学習ができない子ども、いろいろな子どもたちがいると思うんですよ。私は、できない子どもに目を向けていただきたいんですよ。できない子どもたちをできるようにさせるためにはどういうことをすればと簡単に言いますけれども、家庭に任せれば、家庭でもやらな

いから、結局できないと思うんですよ。

もっとそこを、どうすればそういう子どもたちが勉強するかという基本的な議論はしてないのですか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） もちろん、議論は毎回のように教育委員会の中でも行っております。そのために、1人1台端末を導入したときに、いわゆるすららドリルを導入して、夏休み中もタブレットを持ち帰っていますから、自分の課題に応じてゲーム感覚で、その課題がクリアできないと次のステップに行けませんので、同じような課題が何遍も出てきますから、そういうことをクリアできるような形の、いわゆる子どもたちに対してはそういう学習の見通しというのですか、そういうものを個人個人にやっているつもりではございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） よく何ていうんですか、学力テストで笠間市の平均点なんていうのが出てくると思うんですけれども、平均点を延ばすための一番いい方法というのは、頭のいい子どもたちをもっと伸ばさせてあげるのか、それとも中間層をもっともっと伸ばさせてあげるのか、それとも今言ったような勉強をしない子どもたちをもっともっともっと伸ばさせてあげるという3パターンになると思うんですけれども、どうやっても伸びない子どもを伸ばすのは大変だと思うんですよ。

でも、3年間の中学校生活は、先生も教育長もあつという間に過ぎちゃうと思うんですけれども、子どもたちには本当に早いと思うんですよ。それを勉強しないで3年間過ぎたら、結局中学校の義務教育はもうそれで終わりになっちゃいますからね。そうしたら、その子どもたちは高校に行くと思うんですけれども、一番大事なのは、私は中学生のうちにどうやって学力向上させるかということが非常に心配しているところなんです。本当に今言ったような、全く勉強しない子どもたちをさせるためって本当に大変だと思うんですけれども、どうやったら本当に伸びるのかなと私も思うんです。

だから質問してみたんですけれども、そういう子どもたちを伸ばすことで学力向上を上げようという考え方は持っていますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） もちろん、私も責任において持っているつもりでございますけれども、やっぱり個々の子どもたちの目標がしっかり見極められたときに、子どもたちは勉強するものだとは私は思っています。

それが十分なのは、やっぱりキャリア教育が大切なことであって、今、小中学校で取り組んでいるのは、村上議員がおっしゃるとおり、できる子、言ってはいけないのですが、できない子と呼ばれている子どもたちを、習熟度別で今、クラスの中で二つに分けたり三つに分けたりしながら、グループ学習を通じてそれぞれの学習の進捗状況に合わせて今授

業を行っている段階ですので、今後学力向上のための方策として、そういうものを今後も教育委員会として続けていきたいと思っています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 私は、ぜひそのような勉強が苦手な子どもをできるようにしてあげたいという希望を持って、この質問もさせていただいたんですよ。やはり、就職するときには何が一番大事かと言ったら、教育長も御存じのように、学力なんですよ。結局、どんなに優秀でも、学力が低ければ採用されないというケースのほうが多いんですよ。職を選ばなければ別ですよ。

だけれども、その学力低下というのは、やはり義務教育の段階で非常に子どもたちに左右されると私は思っているんですよ。そのような子どもたちを見守れるというのは、当然家庭であり、学校であるんですよ。その学校の長である教育長にぜひ頑張ってください、そういう学力の低い子どもたちを見捨てない、伸ばしてあげるという心を強く持って、当然そうは思っているのしょうけれども、今以上にもっともっとそういう子どもたちの平均点が20点ぐらい上がるようにしていただければありがたいなと思います。20点上がるのって大変だと思うんですけども、でもやればできると思うんです。ぜひ、子どもたちにそのような力を与えてやってください。

続きまして、夏休みの宿題の話に入りますけれども、夏休みの宿題の中で、絵、作文、感想文などの作品の作成は個人の自由選択でよい学校があると聞くが、笠間市の小中・義務教育学校はいかがでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 村上議員おっしゃるとおり、自由選択になっております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、絵、作文、感想文などの作品の作成を個人の自由選択にしたことのメリットは何ですか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 子どもたちには得手不得手がそれぞれありますので、作文を書きたい子どもは作文、絵を描きたい子は絵、書道をやりたい子は書道ということで、それぞれの個性を伸ばすために、私は自主性も養われると思って自由選択制にしていると考えています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、夏休みの宿題の中で、絵、作文、感想文などの作品を絶対作成しなければならない学校などは、笠間市の中でありますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 言葉足らずで大変申し訳ありません。

自由選択制にしてはおりますけれども、必ず一つはやってくれということが、いわゆる

課題として挙げられています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、学校間においての格差ということに私は違和感を感じていたんですけども、そのような自由選択ということであればそういうことはないのかなと思ひまして、続きまして、小項目③で、小中義務教育学校の水泳授業は子どもたちの命を守るためなのか、それともスポーツとして学ぶものなのか、水泳授業の宿命はどこか曖昧になっていると思います。笠間市教育委員会はなぜ水泳授業を行っているのか、その理由を知りたい。

質問します。小項目③水泳授業についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 近年の水泳学習というのは、長く泳ぐ、それから早く泳ぐ学習から、水になれ親しむ、命を守ることを第一目的として学習しております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それでは、市内小中義務教育学校の水泳授業は、年間どのくらいの時間数を行っていますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 年間で、友部中学校はまだ自校にプールがございますので、それ以外の学校については6時間程度行っております。ただ、友部中学校においても自校にプールありますけれども、6時間行っています。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 水泳授業の年間時間数は過去より減少しているように思うんですけども、減少していますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 10年前の統計になりますけれども、本市においては、10年前は8時間から12時間やっていたという情報がございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 水泳を年間6時間程度では水泳を行う意味はないと思いますけれども、見直すべきと考えてよろしいですか。例えば、少ないから多くするとか、もっと少なくするとかという見直しは、教育委員会では考えていますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 水泳の授業の目的、第一目的が命を守るということですので、水泳学習できない子どもたちもある一定数、各学校にはおります。そういう子どもたちのことも考えながら、水になれ親しむ、そういう活動は6時間程度でいいと。その中で、命を守る活動も含めてやってほしいということで、教育委員会としては授業を6時間と決めております。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 分かりました。

小項目③を終わりにしまして、大項目4に入ります。

小項目①市内体育館使用時の熱中症予防について、何かしていることはありますか。簡単にお願いします。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 13番村上議員の質問にお答えします。

市内体育館使用時の熱中症予防についてでございますが、体育館の利用者におかれましては、今年の猛暑の中でございましたが、体調不良により休憩室などで一時的に休まれた方は数名おりましたが、熱中症の症状を訴え救急搬送された事例はございません。

また、利用者の皆様自らが、熱中症対策を十分取られているのかなと思っているところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それでは、市内体育館において利用者が熱中症予防のために扇風機を持参することは可能ですか。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 可能でございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それは、許可や申請は必要なんですか。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 許可や申請の必要はありませんが、公共施設でございますので、施設の利用目的に合った適切な使用をお願いしているところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それでは、体育館のコンセントを使用に当たり、必要な手続などがあれば。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） お答えします。

必要な手続は定められておりませんが、管理者を置く施設、例えば市民体育館や岩間海洋センターではございますが、こちらの場合は、利用することの声かけなど、利用者には施設の利用目的に合った適切な利用をいただいていると考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、利用をする場合には、声をかけて扇風機とかを使えば問題がないということによろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） そのとおりでございます。

○議長（大関久義君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 以上で私の質問を終わりにします。

○議長（大関久義君） 13番村上寿之君の一般質問を終わります。

ここで14時10分まで休憩いたします。

午後2時00分休憩

午後2時10分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

10番益子康子君の発言を許可いたします。

益子康子君。

〔10番 益子康子君登壇〕

○10番（益子康子君） 10番、政研会の益子康子です。議長の許可を得まして、一問一答方式で質問させていただきます。

大項目は二つ。大項目1、笠間城跡とその周辺の整備について。大項目2、在宅障害者の地域生活支援についてです。

大項目1、笠間城跡とその周辺の整備について。

平成29年、笠間城は、続日本100名城に選ばれました。私が令和2年に笠間城について一般質問をした前年、公益財団法人日本城郭協会が「続日本100名城に行こう」という本を出版しております。そのおかげか、令和2年は笠間城を目指す人が毎月どのくらいいたのかといいますと、月ごとに300人の月、400人、または200人台もありました。なぜ、人数が分かったのか。それは、井筒屋に立ち寄り、スタンプを押していきます。また、道順の案内パンフレットを持っていくということから、カウントしておりました。その後、コロナ禍となり、カウントはしなくなりました。数年を経て現在どうかといいますと、いまだブームは去ることがありません。井筒屋で売られている御城印という手のひらサイズの札があります。300円で売られている御城印の売れ方から見ると、8月で236枚、7月で189枚、買わない方もいると考えると月により200人、300人と来訪者があるということです。

笠間城のある佐白山の隣、ここはつつじ公園があり、観光協会に委託、きちんと整備されております。佐白山を下りますと日動美術館があり、大石内蔵助の像があり、井筒屋へと続きます。その井筒屋から西に向かう一直線の道が、稲荷神社の門前通りです。いろいろな市民団体、例えばかさまち考とか、いな吉会、義士会、いろいろな会の協力により、また笠間市からの補助などもあり、閑散となりつつありました一帯が笠間朱色で統一され、新しい店舗も加わり活気づき、土日のにぎわいを創出しております。もちろん、菊まつり、年末年始、節分などはいままでもなく、たくさんの人でにぎわっております。

しかし、何も無い平日のお客は少なく、夕方早く閉まる門前通り、笠間駅からの交通の便もよくはありません。また、茨城空港から海外からの観光客が、笠間への直接のルートはありません。問題はいろいろありますが、このエリア一帯がつながり整備されることは、観光客の滞在時間を長くし、より魅力ある町として、これまで以上に認識されるのではないのでしょうか。より一層のにぎわい創出のため、どのように笠間市として進めていくのか、質問してまいります。

小項目①笠間城の歴史と特徴についてお聞かせください。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 笠間城の歴史とその特徴についてでございますが、まず歴史でございますが、笠間城は、鎌倉時代、笠間氏初代の笠間時朝による築城伝承を持ち、安土桃山時代までの中世は主に笠間氏の居城として機能していました。南北朝時代の古文書には笠間城の記述があり、笠間城と呼ばれた城郭が存在していたことがうかがえます。

近世初期の慶長3年、蒲生郷成が城主となると、天守曲輪を整備するなど、近世城郭化の第一歩を踏み出したと考えられます。近世である江戸時代は、笠間藩主の居城として利用されましたが、明治3年に笠間城破却願が認められ、約650年に及ぶ山城としての役割を終え廃城となっております。

現在の笠間城跡には、本丸跡をはじめ天守櫓が存していた天守廓や二の丸跡、櫓門があったと考えられる大手門跡、その前面の的場丸などが見られます。また、土塁跡や堀跡、石垣など、城郭に象徴される遺構も残されております。

このような笠間城跡は、平成24年の基礎調査によりますと、全国的にも貴重な城郭遺跡であるとの調査結果となっております。その特徴でございますが、一つ目が中世から近世にかけて連続と機能した城郭であること。二つ目が、近世城郭笠間城の周辺には、中世の笠間城の痕跡と思われる遺構が残されていること。三つ目が、茨城県内で唯一本格的な石垣が構築されていること。四つ目が、明治初期に廃城になるまで山城であり、政務を執り行う下屋敷が山城から離れた場所、現在の山麓公園でございますが、こちらに整備された後も、山城部分の維持を継続していたことなどが挙げられます。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。

小項目②市民などの笠間城跡近辺に対する意識についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 笠間城跡付近は、笠間城から西へお城とともに整備が進み、江戸時代初期の浅野家が藩主の頃にかけて、現在の町割りの基になる城下町が完成してきたことから、お城と強い関係性を持って歩んできた歴史がございます。この地域にお住まいの方からは、小さい頃はよくお城跡に上って遊んだなど、笠間城がこの町のシンボルとの思いを込めた話を伺う機会が度々ございます。また、笠間城の歴史的価値や調査状況

などを市内外に広く周知することを目的として、平成27年度より毎年開催している笠間歴史フォーラムには、これまで延べ約2,500名の方々に御来場をいただいております、関心の高さを感じているところです。

平成29年に益子議員からございましたように、続日本100名城に選定されますと笠間城の名が全国的に知られるようになり、笠間城を目指す市外の方や外国の方が年間を通してたくさん訪れている状況でございます。

このようなことから、笠間城付近の方々の歴史的背景などに基づいた笠間城に対する熱い思いだけでなく、笠間城への関心が市内外を問わず高まっていると考えております。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） 本当に市民、またほかの町の方々の意識の高さもよくうかがえます。

では、小項目③に移ります。これまでの調査・研究についてお聞かせください。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 平成26年度より埋蔵文化財専門職員を配置し、大学教授など城郭の専門家を委員とする笠間城跡調査指導委員会の指導、助言を得ながら、各種調査を進めてまいりました。

平成27年度から複数年かけ周辺地形を把握し、笠間城跡の範囲を定めるための航空測量を実施し、500分の1スケールの図面を作成いたしました。平成29年度には本丸跡では地中レーダー探査による遺構の残存状況についての確認を行い、令和5年度にかけては正福寺跡や北西の遺構などで、詳細な地表面観察を行うための微地形測量を実施しております。

また、平成29年度及び令和4年度から現在にかけて考古学的知見を得るための発掘調査、この発掘調査につきましては、先ほどの埋蔵文化財専門職員と発掘専門の作業員、こちらが表土除去から掘り込みまで全て手作業で行う調査でございます。この調査によりまして、正福寺跡では本堂や塔跡と思われる寺院の痕跡が確認され、また北西の遺構では整地層の存在や礎石など、侍屋敷で使用されたと思われる痕跡を確認しております。

このほか、古文書調査といたしましては、牧野家文書の翻刻作業や笠間城に関する絵図の撮影を行い、笠間城の分析に必要な情報収集を実施しております。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。本当に調査研究のおかげで、山城の大体の概要が見えてきているということです。

現在も千人溜の近くにはひもが張られており、調査をしています。それも草深い、とてもじめじめした場所です。そういうところで調査をしているのかと思うとやはり頭が下がりますが、実際発掘しているメンバーはどういう人たちなのか、また学識経験者、その学者のメンバー、どういうメンバーなのか、これを教えてください。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 実際に発掘しているメンバーは、先ほどの市役所職員である埋蔵文化財専門職員、こちら2名と、あと発掘を専門に行う作業員、こちら会計年度任用職員となりますが、こちら最大でも10名程度、こちらが4班程度に分かれて、うちのほうの職員2名は掛け持ちでその現場現場を指導するような形で、作業員は二、三名で1組でその場所場所で発掘作業を行っているというような形でございます。

あと、調査委員会のメンバーでございますが、6名でございます、元茨城県埋蔵文化財指導員で考古学の専門の方や、歴史や城郭史を専門とする茨城大学、筑波大学、東北学院大学の教授や准教授、また樹木医で農学博士の方が構成メンバーとなっております。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。

では、笠間城というのは、本当にお城が一つぽつんと建っているイメージではありません。標高207メートルの佐白山に、幾つかの曲輪（くるわ）がありますよね。曲輪というのは、つまり石垣などで囲われた幾つかの小区画のことです。

まず、頂上に天守曲輪があり、やぐらが立っていたわけです。現在、いろいろな政変を経て佐志能神社になっておりますが、神社の一部にはそのやぐらの材料が使われているということです。やぐらというものは、戦時には敵の監視をする物見の役割、また収蔵とか防備の役割も担っていたところです。

1段下がった場所が、本丸跡です。つまり、城の中心となる司令部、城の象徴的役割です。本丸の南西部には今、鍵型の巨大な土塁が残存しております。そこに八幡台櫓があったわけです。現在、八幡台櫓はふもとの真浄寺に移築されており、真っ白な美しい姿を見ることができます。

あわせて、お城にありました城門は幾つかあるのですが、その2棟はやはり市内民家に移築され、その姿を見ることもできます。その本丸を守護するための曲輪、それが二の丸で、本丸の守護とか、大体城主の居住を担っていることが多かったところです。また、帯曲輪というエリアも、絵図からうかがうことができます。

城の正面入り口は追手門があり、その追手門の跡には石碑で、ここが追手門跡ですよということが分かります。そこに入る広場が的場丸、現在、千人溜と呼ばれ、大きな駐車場となっておりますが、戦時にはそこに兵士がたくさん集まった場所です。そして、そこから外のエリアが侍屋敷があり、やはり調査されております。当時、侍はそれなりの様相で、千人溜から今現存する石段を登り城に出勤していたことを思うと、やはり城のファンが多いのもうなずけます。

では、小項目④に入ります。今後の考え方についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 今後の考え方でございますが、現在、笠間城跡の一部は笠間市指定史跡でございますが、令和9年に県や国の上位史跡の指定を受けることを第1目標

としてございます。

この申請に当たりまして必要となる測量や現地調査事業は、今年度で一区切り、一段落ですね、一区切りと考えておりまして、これまで蓄積された調査成果を今後報告書としてまとめ上げ、令和8年度の刊行に向け、編集作業を行っていく予定でございます。

上位史跡に指定後ではございますが、市が保存活用計画を策定しまして、その計画に沿って追加の調査などを実施いたします。この追加調査では、これまでよりさらに具体的に迫る復元などに必要な遺跡の全容解明のための発掘調査などを行い、その結果を踏まえて整備計画を策定し、被災した石垣の修復や保存を目的とする支障木の伐採、統一的な説明看板の設置のほか、資料館などのガイダンス施設の整備、土塁、建物跡を示す現地の復元整備などについて、国の補助を受けながら整備事業を進めてまいります。近年は、VRなどのデジタル技術により建物跡などを復元する事例もございますので、このような技術も取り入れられるよう検討してまいります。

今後も上位指定史跡を目指し、歴史的価値を高め、保存と活用のバランスを取りながら、観光資源とすることも目的に進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。今年度で実際の調査が一区切りと書いてありましたので、終わるのかと思えば、やはり上位史跡になった場合、それからまた追加調査ということができるといことで、今後ますます期待が高まると思います。

では、小項目⑤、佐白山についての概要です。その辺についてお聞かせください。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 笠間城跡のある佐白山についてでございますが、佐白山は標高182メートル、笠間盆地の中央に位置し、山中では露岩している花崗岩を見ることができ、笠間城の石垣はこれらを利用して造られたと考えられます。また、笠間市は暖地性植物の分布北限に近い地域であり、佐白山中にも暖地性の樹木や植物が豊かに生育し、昭和30年には県立自然公園に指定されております。

さきにも御答弁させていただきましたとおり、佐白山につきましては、佐志能神社や笠間城跡のような歴史遺産のほか、歌うたい石や時鐘など多くの文化遺産もございます。このような歴史や文化のほか、自然散策やハイキングなどを楽しめる側面を持ち合わせた、人々の憩いの場になっているところです。また、佐白山を利用する団体がボランティアでごみ拾いを実施していただいていると伺っておりますので、市民から愛される場所でもあると考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） 確かに、かつて市民の憩いの場所として、桜の見事な時期には市民が集まり、お花見に集まり飲んだり食べたり、また花崗岩の巨石がごろごろしている石倉に行きますと、すばらしい眺めを楽しめたりするところでもありました。

しかし、やはり今部長がおっしゃったように、県立自然公園になりまして、伐採とか、手を入れることがとても難しいことになりました。見晴台というところがあるのですが、やはり木々が育ち過ぎて、何も見えない見晴台となっております。

また、草刈りをしないと城跡も本当に草深くて、歩くのも困難なところですが、現在その整備はどのようにしているのか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 市有地の城址公園と千人溜駐車場は、年に数回草刈り作業などを実施しているところではございますが、ほかの土地につきましては営林署管轄であったり、民有地などがありますので、現在は遺跡の保護のための危険木の伐採や枝落としなどで対応しているところでございます。

先ほどありました、石倉の眺望改善でございますが、こちらにつきましては所有者の同意や茨城県の県立自然公園条例、こちらに基づく許可が必要となるところではございますが、眺望改善、こちらのための許可の対象とされていない状況でございます。ですので、眺望の改善という理由ではなく、県立自然公園内の笠間城跡全体の整備計画の中で、石倉周辺の整備を盛り込むことで伐採や剪定ができる可能性もございますので、まずは上位指定を目指してまいりたいと考えてございます。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） よく分かりました。ありがとうございます。

今年度、調査自体が終わるのですが、その後追加調査があると言いましたので、なかなか手をつけるのは難しいと思いますが、例えば本丸の南側、ここは個人の私有地です。また、木々の佐志能神社のところ、そこも私有地ですよね、個人の。ですから、その辺の佐志能神社は応急処置は一応しておりますが、その辺のところの応急処置だけではなく、真砂土化防止のための何か対策、また本丸南側の個人の私有地の伐採のところができれば本当にありがたいと思いますが、調査終わった後、追加調査がありますので、難しいと思いますが、できるだけ現在でも市民が行って楽しめるような、危険木を切ったり、その辺のところをお願いいたしまして、小項目⑥に移ります。

佐白山麓の整備についてお伺いいたします。

歌うたい石があります。京から流されてきた公家が、大きな石の上で京のほうを向いて歌を歌ったという立派な石です。また、佐白山下りると、すぐ日動美術館があります。大石内蔵助の像があります。その辺りの整備をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 佐白山麓の整備についての御質問でございますが、現在整備されている主なものとしたしましては、子ども用の遊具を備えた山麓公園をはじめ、益子議員おっしゃるような大石邸や歌うたい石への遊歩道、坂本 九さんの歌碑などがあ

り、一定の整備がなされているところがございます。現在は、整備されている施設の管理に努めているところであり、新たな施設の整備などを行っていく予定は現在ございません。

一方で、整備から50年以上経過しております稲荷駐車場の舗装の劣化が顕著であり、観光地としてのイメージダウンにもつながりますので、改修を検討していかなければならないと考えております。

なお、公園内の時鐘楼近くでございます、現在は笠間市ふるさと資料館となっている旧笠間市立美術館の新たな活用方法や、老朽化している公園のトイレの検討を含め、今ある施設をどのように管理していくのかが今後の大きな課題となっている状況でございます。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。来訪者も多いのですから、その辺の整備に着手、できるだけ早くお願いいたしまして、小項目⑦に移ります。

では、井筒屋周辺、井筒屋も含めてその辺の整備についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 井筒屋を中心とした周辺整備について等の御質問でございますが、井筒屋は江戸時代、天保年間に旅館として創業いたしましたが、大町の大火にて焼失し、現在の位置に木造3階建てとして明治13年に建てられ、門前町の顔として180年間親しまれておりました。

平成23年3月の東日本大震災で大きな影響を受け、廃業を余儀なくされてしまいましたが、その存続を笠間市が引き受け、通りから15メートルの曳家をした上で、笠間歴史交流館井筒屋として引継ぎをいたしたところでございます。建物とともに、その展示内容も歴史をつなぐ役割を担っており、3階に設けられた会議室や和室では自主事業として歴史講和や弾き語り、落語会なども開催されている状況です。

また、井筒屋裏の広場では、笠間の菊まつり期間中の装飾や各種イベントも行われ、多くの来場者でにぎわいを見せるなど、笠間稲荷門前通りを含めた周辺観光施設の核として中心的な役割を担っております。例えば、台湾フェアを取り入れたイベントの「門フェス」では、2日間で約5,000人の方に来場していただいている状況でございます。

なお、笠間稲荷神社から井筒屋前までのエリアにつきましては一定の整備がなされていることから、新たに整備をする予定はございません。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。

小項目⑧に移ります。稲荷神社門前通りの整備についてお伺いいたします。

補助金のこととか、新しい店舗がどうして増えたのか、この辺は活性化しておりますが、その要因についてお聞かせください。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 笠間稲荷神社門前通りの整備についての御質問ですが、

まずハード面の整備といたしまして、平成28年度までに笠間稲荷門前通りについて、笠間市の地場産材である稲田御影石を活用し、石畳敷による道路整備の実施をいたしました。

また、ソフト面の整備といたしましては、平成28年度から令和2年度までの5年間にわたり笠間市市街地活性化事業を実施し、事業全体では14店舗の店舗が出店され、うち13店舗が笠間稲荷門前通り周辺としての出店となっております。この事業は、笠間稲荷神社、岩間駅、友部駅、笠間駅、稲田駅の商業地域など指定された区域において、空き地または空き店舗を活用したまちなかのにぎわいづくりに寄与する事業へ補助を行ったもので、活用事例といたしましてはカフェなどの飲食店が最も多く、9店舗が該当しております。また、いまだ空き店舗になっている物件もあり、今後どのように利活用させていくかが課題となっているところでございます。

ただいま御説明させていただきました事業は令和2年度で終了はしておりますが、笠間市内で創業される方に向けた支援は、要件等を一部見直し、地域を限定せず、門前通りだけじゃない地域でもできるように、市内全域に出店する方に対して支援する笠間市創業支援事業として引き続き実施をしているところでございます。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） では、小項目⑨今後の考え方についてお尋ねいたします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 10番益子議員の御質問にお答えいたします。

今後の考え方についての御質問でございますが、市におきましては、先ほど産業経済部長の答弁にもありましたように、笠間稲荷門前通りにつきましては、稲田御影石を舗装材として活用した道路整備を平成28年度に完了しているところでございます。

その後、平成29年に笠間稲荷門前通り地区地区計画を都市計画決定いたしまして、地区内の豊富な歴史的資源や笠間稲荷神社と調和した町並みの整備、保全の取組を推進してきたところでございます。この地区計画の内容といたしましては、笠間稲荷門前通り地区における建築物の用途、高さの制限のほか、沿道景観の統一性をもたらすシンボルカラー、先ほど益子議員からも御紹介あったように、笠間朱色の積極的な使用を求めているところでございます。

これらの取組や、空き地、空き店舗等に関する取組、また今後計画しております井筒屋裏から大石邸跡に至る区間の遊歩道整備など、笠間稲荷門前通り及びその周辺における歴史的資源、地域と調和した景観環境の整備を今後も進めてまいりたいと考えております。また、歴史ある門前通り地区及びその周辺の景観維持を図るため、景観形成に向けた新たな支援制度の検討を進めるなど、地域の方々とも協力しながら景観環境の維持推進と商業の活性化を図り、利便性と快適性に満ちた魅力ある都市空間の創造に推進してまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） 井筒屋を中心に考えますと、東側は笠間城跡があり、つつじ公園があり、日動美術館があり、大石内蔵助の像があります。その井筒屋から西を向きますと、笠間朱色で彩られた門前通り。ところが、井筒屋から、西ではなく南北に走る大町通りというのでしょうか、そここのところにも笠間朱色がつながれば、エリアー帯として笠間朱色が広がると思いますので、その辺がどうか広がるように要望いたします。また、大町南北通りの店舗、ここも活性化につながるよう、今後補助ということも考えていただきたいと要望いたしまして、小項目⑨を終了いたします。

小項目⑩、最後に、稲荷神社から笠間城跡、つつじ公園、つまり日動美術館などとの協力も含め、一帯の連携した観光整備についての考えをお聞かせください。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 稲荷神社から笠間城跡、つつじ公園一帯の連携した観光整備についての御質問でございますが、多くの観光客が笠間を訪れるつつじまつりや菊まつりの時期だけではなく、笠間稲荷神社から稲荷門前通り、かさま歴史交流館井筒屋から大石邸を抜けて、笠間日動美術館をめぐり、山麓公園やつつじ公園、笠間城址まで、それぞれの施設が持つ歴史や成り立ちを感じながら、通年で楽しめるように、一帯の連携を強化した回遊性を図ってまいりたいと考えております。

先ほど都市建設部長から答弁がございましたが、井筒屋の裏から大石邸跡に至る区間の遊歩道の整備を計画しているところでございます。この整備によりまして、今後、門前通りを含めた周辺地区の回遊性の強化及び利便性、快適性の向上がより一層図れるものと考えております。門前通りと点在する芸術文化施設を線で結び、その線を面として整備することで、さらなる観光誘客促進を目指してまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。ますます一層にぎわいを創出できるようによろしくお願いいたします。大項目2に移ります。

在宅障害者の地域生活支援について。

前回の第2回定例会で鈴木宏治議員が、障害者の現状、関連法、そして本市の取組について質問しておりました。今回、私は、在宅であり、そして学齢期を終えた知的障害者を中心に質問してまいります。というのは、2022年、厚生労働省の調査において、自宅などで暮らす在宅の知的障害者の数が推計で初めて100万人を超えたということが分かり、またその6割以上が親との同居ということなどの理由です。

障害の有無に関係なく学齢期を終え、そして仕事に就くということは、ライフステージにおいてかなり大きな節目となります。まして、障害を持ち、どんな仕事があるのか、通勤する手段は1人での通勤が可能かどうか、賃金はなど、不安も多いことです。仕事に就くということは、社会的居場所があるということです。自尊心が生まれます。同居の家族の安心につながり、またその間、家族は働くこともできます。

もし、問題が起きたとき、相談したいことがあるとき、寄り添ってくれる機関はあるのか。伴走型支援という言葉が聞かれます。深刻化する社会的孤立に対応するため、つながり続けることを目的とする支援です。知的障害者は、自分の気持ち、思いを言語化したり表現したりするのが難しい人たちが多いのです。住み慣れた地域で自立した生活を継続するための施策など、聞いてまいります。

小項目①学齢期以降の障害者について。

特別支援学校に限定してしまいますが、卒業するに当たり、就職、進学もあるかと思いますが、特に知的に障害を持つ人の進路先、誰がどのように教えてくれるのか、どのように決めるのか。友部特別支援学校の令和5年度の卒業生の人数、また進路先の状況をお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 10番益子議員の御質問にお答えをいたします。

特別支援学校高等部においては、生徒の障害特性や個性に応じた教育支援が行われておりますが、市内の友部特別支援学校高等部では、主に知的障害を持つ生徒を対象として受入れをしております。

学校では、早い段階から生徒の卒業後の就労や社会参加の準備を視野に入れた取組として、生徒自身や保護者などを対象として、進路相談や福祉サービスなどの情報交換の場を設けており、本市でも学校との連携と支援の一つとして、毎年、障害福祉担当職員が直接その場に出向いて、個別に関係する各種福祉制度や地域の福祉サービス事業所の情報提供、相談などを行っております。これらを通じて、保護者の方には卒業後の進路設計や障害特性などに応じた学齢期以降の福祉サービスの利用などについて理解を深めていただき、卒業後も住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援をしているところでございます。

なお、友部特別支援学校高等部の令和5年度の卒業生は15名おりました、そのうち一般就労された方は3名、いわゆる福祉作業所など福祉的就労をされた方が12名となっております。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） 小項目②サービスの種類について。

福祉サービスには、三つの種類があります。居住系サービス、訪問系サービス、日中活動系サービス。それぞれの事業内容を簡単に、あと市内の事業者数についても併せて説明をお願いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 障害者の地域生活を支援するための障害福祉サービスには大きく分けまして、益子議員おっしゃったように、居住系、訪問系、日中活動系の三つのサービスがございます。

まず、一つ目の居住系のサービスにつきましては、在宅で障害者を介護する人が病気を

どの理由によりまして一時的に介護ができなくなった際に、その間施設に入所することで、御本人の生活を支援する短期入所や障害者が共同で生活を営む共同生活援助、いわゆるグループホーム、また施設に入所することなどで必要な日常生活の支援をする施設入所支援がございます。

二つ目の訪問系のサービスは、在宅障害者が自宅で生活をする上で、本人や支援者が必要とする入浴や食事などの支援をする居宅介護や、知的障害や精神障害のある方の外出時における危険回避のための移動支援を行う行動援護などがございます。

三つ目の日中活動系のサービスは、常に介護が必要な方が事業所で日中を過ごし、創作的活動を行う生活介護や福祉的な就労の場となる就労継続支援B型、一般就労を目指すための支援として就労移行支援、就労継続支援A型がございます。

なお、市内の各事業所の数については、令和6年8月末現在において、居住系は15事業所、訪問系は7事業所、日中活動系は29事業所でございます。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。

在宅である知的障害者は日中活動系を利用していることが多いようですが、全体の人数と働き方により、今おっしゃった就労支援のA型、B型、あと生活介護があると思いますが、その人数と事業内容について教えてください。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 令和5年度末時点において、日中活動系のサービスを利用している方は377人おりまして、サービス別の内訳を申し上げますと、就労継続支援B型が189人、約50%となっております。それ以外に、生活介護が108人、就労継続支援A型が57人と続いております。

また、各サービスの具体的な事業内容でございますが、まず生活介護は、常時支援を必要とする比較的重度の障害をお持ちの方が社会参加の機会として事業所に通所し、入浴や排せつ、食事等の介護の支援やレクリエーション、折り紙や絵画などの創作的活動など、日中活動の場を提供するサービスとなっております。

次に、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、いずれも障害の状態や特性によって一般企業での就労が困難な方を対象とした福祉就労のサービスとなっております。就労継続支援A型は、一般企業での就労に課題はあるものの、事業所との雇用契約に基づいて就労し、給与が支払われるというものでございます。また、就労継続支援B型は、雇用契約は結ばずに、障害や体調に合わせて自分のペースで利用でき、その作業量に応じて工賃が支払われるといった福祉サービスでございます。

これらの福祉的就労サービスを提供している事業所においては、それぞれの障害の特性や日々の仕事や作業の状況を踏まえまして、将来の希望などについて本人に十分聞き取りを行いまして、職務に必要なとなる技術の向上のための訓練を実施しながら、一般就労等を

含めた次のステップにつなげるような支援も行っているところでございます。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。

小項目③在宅障害者の保護者が世話できなくなったときの支援について。

笠間市の世帯状況においては、障害者全体の同居家族、配偶者というのが42.8%、父母、祖父母、兄弟が25.4%。これに対し知的障害者となると、同居は父母、祖父母、兄弟、これが72.9%と高い比率です。笠間市の障害者全体の介助の必要、介助者がいる、これは全体の27.3%ですが、知的障害者では52.1%と、やはり高い比率です。

ですので、保護者が世話できなくなったときどういう対策があるのか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 障害者の御家族などが急な病気やけがなどによって障害者御本人が在宅での生活を継続することが困難になった場合の支援については、障害福祉サービスとしましては、緊急一時的に施設に入所する短期入所や、それが長期間に及ぶような場合にはグループホームや施設に入所する支援がございます。

緊急時の対応についての相談は、計画相談事業所や御家族などから年間3件程度ございますが、その際には市の職員が直接御自宅に訪問しまして、本人や御家族の状況や希望を確認した上で、関係機関と連携しながら受入先を調整し、対応をしております。

また、こうした緊急時の対応を迅速に進めるに当たりましては、対象者御本人の障害の特性や日頃の生活状況などについて、受入先となる施設などと事前の情報共有が効果的であることから、障害者の御家族など支援者の方に対しましても、将来を見据えた短期入所などの計画的利用、これは施設等になじむといった、事前になじむといったことも含めまして、事前の準備をしておくことの大切さについて周知の強化も図っているところでございます。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） 小項目④、相談支援体制、笠間市の全体的な体制について簡単にお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 障害者からの相談支援体制につきましては、市の窓口として、社会福祉課や基幹相談支援センター、それから各支所の保健福祉課などはもとより、社会福祉協議会や地域の身近な相談役となる民生委員、さらには市内の障害者相談支援事業所においても相談対応するとともに、これらの複数の機関や事業者と情報の共有を図りながら、幅広い相談支援窓口の体制を整えております。

最近では相談内容も障害に係るものばかりでもなくて、子どもや高齢者、生活困窮など複数の課題を抱える世帯に関する事案も少なくないことから、包括支援センターやこども

部など、包括的な相談支援体制を構築しております。

また、体調面での問題や困り事の自覚がないなど、直接相談に来ることができない方につきましては、基幹相談支援センターの職員が直接自宅に訪問しながら、生活状況の確認、本人や家族から聞き取りをして課題を整理した上で、必要な検討を行い、課題解決の支援につなげているところでございます。

これらを背景に、最近の傾向として、相談の対応件数及び困難事例の増加が見られる状況にございまして、このため今年度から精神保健に課題を抱える方など長期にわたって関わる相談内容について、市内の民間の事業所に相談支援の一部を委託し連携することで、より一層の相談支援体制の強化を図っているところでございます。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） では、小項目⑤、相談支援体制の核となるようなところだと思いますが、笠間市基幹相談支援センター、ここの設置目的と背景、現在の運営状況についてお聞かせください。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 基幹相談支援センターにつきましては、障害者総合支援法に規定される地域における障害者支援の中核的な役割を担うものとして、市町村任意により設置できるものとされており、その主な業務については、障害の種類を問わず、総合的、専門的な相談支援の実施や成年後見制度利用支援事業を活用した権利擁護に関する支援、また地域の相談支援従事者に対する助言などについて総合的に実施をするものでございます。

本市におきましては、平成24年4月に市内の相談支援事業所に業務を委託する形で基幹相談支援センターを設置し、業務を行ってまいりましたが、複合化、複雑化する支援ニーズにも対応できる相談支援体制を実施するため、福祉医療、保健、教育といった分野を超えた関係部署の連携の下、包括的な支援体制を構築することとして、こども育成支援センター内において令和2年12月から市直営による運営を開始したところでございます。

現在、相談、援助に関する国家資格である社会福祉士の資格を持つ市の職員2名による体制で業務を実施しているところでございます。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。いろいろなところと協力しながらやっているということで安心しております。

では、小項目⑥に移ります。特定相談支援事業所、これもやはり相談支援体制の中の重要な役割だと思います。具体的にどのような支援を行っているのか、事業者数についてもお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 指定特定相談支援事業所につきましては、現在市内に10

か所ございまして、障害を抱える方やその家族が地域で自立した生活が営めるように、必要な福祉サービスが利用できるように、障害者支援の知識と経験に加え、県の研修会を受講し資格を取得した相談支援専門員が本人や御家族の意向を聞いて、その暮らしぶりを一緒に考えながらサービス利用計画を作成し、関連するサービス事業所と連携しながら必要とする支援につなげるのが主な役割となっております。

支援開始後においても、作成したサービス利用計画に沿ってサービス事業所の職員がどのように関わったのか、本人のニーズに対する充足度や満足度など支援内容の詳細について、定期的な訪問により、本人や御家族、関わった職員からモニタリングを行いまして、必要に応じた利用計画の見直しなども行っております。また、市の役割としては、提出されたサービス利用計画を基に、サービスの種類や1日当たりの支援時間、日数などを決定することで、迅速な支援開始につなげております。

これらの市内の相談支援事業所は、市の障害者地域自立支援協議会の構成メンバーにも位置づけておりまして、相談支援体制の連携、強化などを図る目的で、定期的に意見交換や情報共有を行っているところでございます。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） 確かに、この事業所は、個人個人の利用計画を作成、またモニタリングなどの支援をしています。家庭の様子も熟知していますので、問題解決にはつながっている事業所だと思いました。

しかし、もしその事業所とうまくいけなくなったとき、ほかにも寄り添ってくれる相談支援機関はあるのか。学齢期においては、やはりスクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーとか保健室の先生とか児童相談員、市の職員、とても充実しております。保護者への支援も、アンガーマネジメントとかペアレントトレーニングとか支援が多岐にわたっておりますが、やはり障害者の、そこでうまくいかなかったとき、第二義的なもの、相談施設についてはどのようになっているのか。それは、相談支援専門員の配置は十分とか言えない状況とも書かれています。

というのは、障害者基本法の理念の下で、笠間市で実現に向け取り組むために、笠間市第4期障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画、成年後見制度利用促進基本計画、これが策定され、現状がとても細かく調査されておりまして、課題も明記されております。その中に、やはり相談する利用者は増加する中、相談支援専門員の不足、それで相談員の負担増加、これが予想される。そして、相談支援体制の充実を図っていく必要があると書かれておりますので、相談できる場所の周知、その辺のところも徹底していただきたいと思ひまして、小項目⑦に移ります。

相談員とか指導員への研修、この勉強会、そういったものはあるのでしょうか。それぞれについてお願いします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 障害者の支援に関わる地域の事業所においては、様々な立場の職員の方がおられて、それぞれが制度改正への対応や自身の研さん、スキル向上等を目的に、必要な研修会等の機会を活用しております。一例を申し上げますと、生活介護など日中活動系事業所の職員を対象とした研修につきましては、障害者総合支援法において事業所単位での研修の実施が義務づけられていることから、各事業所においてリスクマネジメント、アンガーマネジメントなどの研修について、年間を通じて行われております。

また、相談員の資格に関する研修については、県が主催で毎年実施をしており、相談支援専門員になるために必要となる初任者研修や、資格の更新のための現任研修、さらに地域の相談支援事業所の指導的役割を担うための研修として、主任相談支援専門員研修などがございます。また、さらに本市では独自に相談支援専門員の研修を実施しております、その中で、介護保険事業所のケアマネジャーなどと他の職種の方と意見交換や障害福祉サービスの支援方法について共有を図っております。

今後も障害者自立支援協議会などの協議の場を活用しまして、現状の課題、検討課題について御意見をいただきながら、その解決に向けた研修等を実施することなどによって、関係者の研修内容の充実や笠間市全体の障害者の相談支援体制の充実、強化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 益子康子君。

○10番（益子康子君） ありがとうございます。指導員はやはり事業所単位ですので、事業所で決めるのかと思いましたが、やはり独自に笠間市でやっているというので、幾らか安心はしております。

2024年3月、毎日放送テレビで、福岡県のATUホールディングスという警備保障会社に取り上げられておりました。従業員の4割、障害者です。障害者雇用優良事業所として知事表彰も受けております。知的障害者の程度の差はかなり大きいので、指導する人の力量が大きく関わっております。それには、指導者の研修が大切です。特徴を知ること、障害者の能力が発揮できるようにするには、その指導者がとても大切です。指導者はとても重要な仕事だと考えております。それには、笠間市単位で、やはり忙しい事業者だと思えますが、市単位で指導員の研修を執り行ってくれるととてもありがたいと思ひまして、希望いたします。

また、今年8月の茨城新聞に、笠間市在住の菊池千秋先生の記事が出ておりました。菊池さんはこう言っております。障害者は、自己肯定感の低い人が多い。それは、何をやっても駄目だと否定され続けてきたことが原因。これまでいつも誰かにやってもらうだけだったが、作業を通して、つまり仕事に就くということを通して、人の役に立つ側になれたとうれしそうに語っていたのが記憶に残っているというような記事でした。つまり、仕事に就くということは、社会に認められているということ、居場所があるということに結び

つきます。

住み慣れた地域で自立した生活を継続していくこと、障害者と健常者がお互いを理解すれば共生できる社会になります。そういう社会になりますようよろしくお願い申しまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（大関久義君） 10番益子康子君の一般質問を終わります。

ここで15時15分まで休憩いたします。

午後3時05分休憩

午後3時15分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

14番石井 栄君の発言を許可いたします。

石井 栄君。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 14番、日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして一問一答方式で質問をいたします。

まず初めに、議長にパネルの掲示の許可を受けたいのですけれども、よろしいですか。

○議長（大関久義君） 許可いたします。

○14番（石井 栄君） ありがとうございます。

それでは初めに、大項目1、介護保険制度による市民福祉が適切に実施できるために、に入ります。

介護保険制度の理念目標は、住み慣れた地域でいつまでも元気に、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるとうたっております。笠間市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）によりますと、笠間市の人口は減少傾向を示していますが、高齢者人口はほぼ横ばいで推移し、高齢化率、すなわち総人口に対する65歳以上の人口割合は、2023年に33%、2030年34.9%、2040年には37.6%に増加する見込みです。介護保険制度がその理念、目標に沿って適切に運用されていくことが、今後ますます必要になっています。この保険制度による市民福祉がどのように展開されて市民福祉につながるのか、人口の構成の変化、状態の変化に対応してどのような対応が必要なのか、主に訪問介護に関して明らかにしたいと考えます。

大項目1、介護保険制度による市民福祉が適切に実施できるために。

まず、小項目①について、総合事業の内容と対象者、訪問介護相当サービスの内容についてお伺いいたします。お願いします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 14番石井議員の御質問にお答えをいたします。

総合事業と訪問介護相当サービスについてお答えをいたします。

まず、総合事業は、介護保険制度における地域支援事業の一つでございまして、高齢者が自立した日常生活を継続できるよう、自治体の状況に応じ実施できる比較的自由度の高い事業とされており、その担い手として地域住民や医療介護の専門職を含めた多様な主体を活用し、地域の高齢者に対し効果的かつ効率的な支援を行うことを目的としております。

このサービスを利用できる対象者は、要支援認定を受けた方、それから基本チェックリストで事業対象者等を認定された方としておりまして、訪問型サービスや通所型サービスを提供する事業と、65歳以上の全ての方を対象とした介護予防を目的とした事業で構成をされております。本市の訪問型サービスでは、有償ボランティアによる生活援助を中心とする基準緩和型サービスと、専門職による身体介護を含む訪問介護相当サービスを提供しております。その中で訪問介護相当サービスでは、訪問介護事業所として指定を受けている事業所の訪問介護員が自宅を訪問し、入浴などの身体介護や食事の準備、清掃等の生活援助を行っております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 大事な事業だと改めて思いました。総合事業の内容としての訪問介護相当サービスについて概要をお伺いをいたしました。ありがとうございました。

次に、小項目②、要介護認定者とその数、訪問介護利用者数ですが、まず要介護認定者についてと、2022年6月における介護度別の要介護認定者数の内訳、介護度別の訪問介護利用者数の内訳とその合計をお伺いします。お願いします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 介護認定者とその数、訪問介護利用者数についてでございます。

初めに、要介護認定は、加齢に伴う心身の変化や疾病により自立した日常生活を送ることが困難となった65歳以上の高齢者、または40歳以上の特定疾病を有する方が、状態に応じ必要な介護保険サービスを受けることができるよう、市が認定するものでございます。認定区分は、日常生活上の基本的動作はほぼ自立はしているものの部分的な介助や、現状を維持し悪化を防止するための支援を必要とする状態である要支援認定者と、日常生活上の基本的動作について自分で行うことが困難であり何らかの介護を必要とする状態である要介護認定者に分類され、要介護認定では介護の必要度により要介護1から要介護5までの5段階に分類をされております。

次に、2022年6月末現在の要介護認定者数を、要介護度別に申し上げます。要介護1が822人、要介護2が778人、要介護3が687人、要介護4が537人、要介護5が366人で、合計3,190人でございます。

また、2022年6月現在の訪問介護利用者数につきましては、要介護1が144人、要介護2が104人、要介護3が69人、要介護4が45人、要介護5が23人で、合計385人でございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 次に、小項目②に関して、次には要介護度認定者、それから訪問介護利用者数の合計数に関して、2023年6月、2024年6月の数値をお伺いいたします。お願いします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 御質問の内容につきまして、要介護認定者数につきましては、毎年6月末現在で申し上げます、2023年は3,225人、2024年は3,272人でございます。

また、訪問介護利用者数につきましては、同じく6月の実績から、2023年は395人、2024年は406人となっております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） ありがとうございます。

それでは、2025年、2030年、2040年の要介護認定者数の推計値、訪問介護利用者数の推計値をお伺いします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 要介護認定者数、訪問介護利用者数につきまして、第9期介護保険計画における月平均推計値で申し上げますと、要介護認定者数につきましては、2025年は3,372人、2030年は3,601人、2040年は3,886人を見込んでおります。

訪問介護利用者数につきましては、2025年が420人、2030年が442人、2040年は487人を見込んでいるところでございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは、ただいま御答弁いただきました推計値では、2025年、2030年、2040年の推計値では、2022年から2024年の実績値と比較しますと、訪問介護利用者数の利用率は約12%で、ほぼ同じとなっております。同時に、要介護認定者数は増加をし、訪問介護を利用する人も多くなると予想されております。訪問介護を利用する人が多くなれば、居宅を訪問し介護を行うヘルパーの数は多くの人数が必要となると思います。

パネルを紹介します。このパネルは今、答弁があったものを要約してまとめたものでありますけれども、2022年が要介護認定者数が3,190人で、利用者数の実績、これ月平均になると思います。それから、2023年、2024年と訪問介護の利用率は12%でほぼ同じなんですけれども、訪問介護利用者数は増加をしております、来年2025年、それから2030年、2040年にかけて要介護認定者数は増加をしております、訪問介護利用者数の推計も2040年には487人という数字が推計値として出されております。いずれも訪問介護利用者数は、今後の来年以降は12.5%から12.3%と推計されております。こういうことでありまして、これから訪問介護を行うヘルパーの数は、多くのヘルパーの数が必要となるのではないかと、このように考えます。

訪問介護事業所の数とヘルパーの数についてに移ります。

小項目③です。2022年から2024年の4月時点の市内にある訪問介護事業者数と訪問介護に従事するヘルパーの人数をお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 訪問介護事業者数、それからヘルパー数についてお答えをいたします。

まず、市内の訪問介護事業者の数、各年4月現在で申し上げますと、2022年は14事業所、2023年も同じく14事業所、2024年は15事業所が運営を行っておりまして、今年度は昨年度より1事業所増加している状況でございます。

次に、市内の訪問介護事業所において訪問介護に従事する訪問介護職員の人数を、やはり各年4月現在で申し上げますと、2022年は152人、2023年は144人、2024年は160人で、昨年度より16人増加している状況でございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 今年は事業者が15事業所になりましたけれども、1事業所当たりの平均では、ヘルパーの人数で言いますと平均約10人ということになります。この15事業所の規模をヘルパーの人数区分でお示しいただきますと、どのような分布になるでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 2024年4月現在の訪問介護事業者ごとの訪問介護従事者数でございますけれども、9人以下の事業所が9事業所、10人以上19人以下が5事業所、20人以上29人以下がゼロ、30人以上が1事業所となっております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それに関しまして、ヘルパーの人数が9人以下の事業所が9か所、10人から19人が5か所、それから30人以上が1か所ということになりますと、10人未満の小規模事業所、零細事業所というのが60%ということになってまいります。

昨年、14事業所144人のヘルパーが、今年、15事業所160人のヘルパーになりました。昨年は、市内の居宅での訪問介護の需要に応えることができたのでしょうか。今年は少し増えましたが、これで十分なのでしょうか。不足していたのではないかとも思いますが、実際はいかがでしょうか。実情をお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） まず、小規模の事業所、9人以下の事業所の数も、ここ3年間の変化を見ておりますが、事業所の数に小規模のところについても大きな変動はないというところがございます。

また、需要に応えられているのかというところで言いますと、訪問介護などの在宅サービスにつきましては、利用者の生活状態やニーズに応じて必要なサービスの提供を計画するケアプランに基づいて利用者が自立した生活を送れるように支援をしておりますが、在

宅サービスのケアプランを作成する市内居宅介護支援事業所の、いわゆるケアマネジャーに対する聞き取りからは、現在のところ、事業所の受入れができず希望者が利用できない状況は見られず、また市民の方からもそうした相談、御意見は受けておりません。サービス提供体制は充足していると認識しております。

また、事業所の運営は、人員配置等によるサービスの提供体制の確保と、サービスの提供で得られる報酬等のバランスによって安定的な運営が図られるものでございますので、需要に合わせたサービス提供体制の維持確保が重要であると考えておりまして、市としては、今後とも将来的なサービス料の推計などについて計画の中でしっかりと示してまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは、小項目④訪問介護報酬の減額とその影響についてです。

今年、2024年4月から厚生労働省の方針で、訪問介護の基本報酬が引き下げられました。これは前回、3月の議会で取り上げたものですが、1回の介護報酬は29円減額になっているわけですね。各訪問介護事業所の運営が厳しくなったと推測されています。

現時点では、昨年に比べて事業者数、ヘルパー、いずれも増加していますが、これについてはどのように受け止めているのか、お願いします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 訪問介護の基本報酬につきましては、令和6年4月の国の介護保険報酬改定によって、4月サービス提供分から約2%引き下げられたところでございます。

本市の訪問介護サービスの6月実績を見ますと、利用者数のほか、給付費と1人当たり給付費がともに増加をしております。昨年と本年の同月の実績を比較いたしますと、給付費が約200万円、1人当たり給付費が約3,500円増加していることから、現在、報酬の減額による事業所への影響は見られておりません。また、4月から質の高いサービスの提供に対する取組を評価する特定事業所加算を新たに取得したことにより、報酬が増額となっている訪問介護事業所もございます。

市では、これまでも事業所における特定事業所加算をはじめとした各種加算の取得に向け、制度の周知や助言、指導などに努めてきたところでございますが、今後も事業所の報酬増額につながる支援を推進してまいります。

なお、今年度新たに事業所が開設されたことは、今後の訪問介護サービス利用者の増加を見据えたものであると捉えておりまして、サービス提供体制の確保に大きな役割を果たすものと捉えております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 現在の笠間市の状態では差し迫った問題には直面していないと

というようなお話かというふうに思いますけれども、今後、先ほどお示した数値などによりまして、訪問介護に対する需要がさらに増加すると推計されています。現在、15事業所、訪問介護に携わる方々が160人との答弁でした。状況から見ると、訪問介護事業所、ヘルパーの人数をさらに増やす必要があるのではないかと考えます、今後にわたってですね。

この件について、どのように現時点で判断をされているでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 先ほども少し触れましたが、これまでのケアマネジャーなどからの聞き取り、訪問サービスの提供体制の不足に伴う必要なサービスが提供できていないなどの相談もなく、サービス需要と供給体制のバランスは取れているものと認識をしております。

また、新たな事業所の開設、これを踏まえて今後、要介護認定者の増加等によって訪問介護サービスの需要が高まることが予測されることから、人員確保等の受皿強化についても需要と供給のバランスを注視しつつ、介護保険事業所との連携を図って必要量の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは次に、小項目⑤今後の対応に移ります。

まず、地域包括ケアシステムにおいて、訪問介護はどのような役割を果たすのか、お伺いいたします。お願いします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 市ではこれまで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、介護予防、生活支援などが一体的に提供される体制である地域包括ケアシステムの構築を進めてまいりました。この中で、介護保険におけるサービスの提供体制については、介護健診ネットワークなど笠間市独自の取組も、仕組みを取り入れながら体制強化を図ってきたところでございまして、訪問介護を含めた在宅介護サービスの提供等について、現状においては十分な体制が確保されていると認識をしております。

また、今年3月に策定した第9期介護保険事業計画においては、2040年に向けた要介護認定者の増加に伴う介護サービスの需要の増加を見込んでおりまして、訪問介護のみならず、全ての介護サービスの安定的供給体制を確保していくことが、御本人の生活の質の向上と御家族の介護負担を軽減する上でも大変重要であり、今後もさらに地域包括ケアシステムを深める取組を推進してまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） ただいまお話を伺いました、地域包括ケアシステムにおいて訪問介護は重要な役割を果たしており、これからもその役割は変わらないと。

そのために、今後需要が増えると思われる必要なヘルパーをどの程度増やしたほうがいいのか、必要なのか、現時点でもう一度、どのように考えているか、見解をお伺いいたし

ます。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 市では9期の計画において、これから先のサービスの総量の増加を見込んでおります。在宅の支援、ヘルパーの事業所を増員する、ヘルパーを増やしていくという取組も含めて、幅広い介護保険のサービスの提供体制を強化していくということが重要であると考えております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは、小項目⑤の関連について。

現在、介護の仕事に携わる方々の労働条件、賃金は、他業種の平均より月収で平均9万7,000円ほど低いと言われている、こういう報道もございます。現在、訪問介護事業所ではヘルパーを確保することがとても難しいということも全国的には言われておりました、現在、介護職員の採用自体が難しい状況であると、多くのところからそういう声を聞きます。

国会では6月5日、衆議院厚生労働委員会で、4月実施の介護報酬改定で訪問介護の基本報酬が引き下げられた介護報酬の改定の影響について、訪問介護をはじめとする介護事業者等の意見も聞きながら、速やかにかつ十分に検証を行い、介護障害福祉従事者の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときには、その結果に基づいて必要な措置を講ずべきであるとの動議が提出され、全会一致で決議が採択されました。

訪問介護を維持、向上させるためには、国により引き下げられた訪問介護の基本報酬を、少なくとも元に戻していくことが必要であると思います。国の責任で行わなければならないことと考えます。そのためにも、市は市内事業者の実情を調査し、実態を把握し、どのような措置が必要であるか、国に実情を知らせることが必要になったのではないのでしょうか。

これについては、3月の議会で私石井が質問をし、6月の議会では石松議員も質問、提言を行いました。調査を行ったものと思いますが、もう一度、実情はどのようなものでしたか。また、国が引き下げた訪問介護の基本報酬を少なくとも元に戻すよう要請することが必要ではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） まず、調査については、さきの質問でお答えしたとおり、継続的に調査をやっていた中での内容について答弁をさせていただいております。

また、介護報酬は、国において3年ごとに様々な指標や統計資料等を基に、各サービスが置かれている状況を反映する形で見直しが行われていることから、額の改定等に関しましては、その影響等について、先ほど来答弁しております調査継続を、断続的に調査を把握、分析していくことが、市が取り組むべき役割であると考えております。

また、国においては、今年10月に介護従事者の処遇の状況や処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、今後の介護報酬改定のための基礎資料とするため、介護サービス施設事業所を対象とした介護事業実態調査を実施する予定でございますので、そちらの結果にも注視をしてみたいと考えてございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） ありがとうございます。私は、市が介護報酬の減額の影響はなかなかすぐには出ないところもありますので、今後も調査を深めて、そしてその調査によって必要な対応を適切に行っていただくよう求めたいというふうに思います。

それで、介護保険制度の改定は3年ごとですので、問題が大きくなってきたとしても、制度上改定することになるとしますと、3年後の改定ということになってしまいます。3年間変更がないとすれば、その間の変化に対応ができなくなってしまいます。国の3年ごとの変更とは別に、変化が、影響が明らかになったときに、市が行うことができる支援というのはどのような支援が可能なのでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 今後の市の対応ということだと思っておりますけれども、報酬改定による影響があってもなくても、市としては将来を見据えた支援というのは継続的に行っていかなければならないと、まずそれが大前提であると考えております。将来を見据えた介護人材の確保は、特に介護業界全体において大変重要でございます。市では全てのサービス事業所に対して、生産性の向上、それから安定的なサービス料の確保を目的に、事業所に対する各種加算の取得に関する相談、助言、指導、それから安定的な運営の指導とともに、業務の効率化や職員の負担軽減を目的とした介護ロボット、ICTの導入支援を行ってまいります。

また、今年度から外国人の介護人材を受け入れる事業所に対する費用助成なども着手しておりまして、多方面からの支援を行ってみたいと考えてございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） しかし、笠間市では、現時点では大きな問題は噴出していないというお答えでしたけれども、状況を見ますと深刻な事態が全国的には進んでいるという報道がございます。

東京商工リサーチが9月9日公表した今年1月から8月までの介護事業者の倒産件数が114件、前年同期の1.44倍に激増。コロナ禍の影響を受けた2020年同期に85件でしたけれども、今年はそれを大幅に上回るペースで増加。年間最多であった2020年143件を大幅に更新する見込みとしております。これは、2000年に介護保険が創設されていた最多の記録となっています。

事業種別では、今年4月の介護報酬改定で政府が基本報酬を2%から3%引き下げた訪問介護が55件、前年同期25%増と最多。倒産した114件の9割が個人企業を含む資本金

1,000万円未満、また従業員10人未満が8割、80.7%を占め、その大半が小規模事業所、零細事業者であります。先ほどの質疑の中でも、市内15事業所の中で、10人未満の事業所が6割あることが分かりました。

これ全国的な傾向から言いますと、こういう小規模事業者の経営は、これからどういふふうになっていくか注視をしなければならないと考えます。介護保険制度を活用して、市として実効性ある事業継続の支援はできるものなのか、できないものなのか、お伺いをいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 先ほど答弁でも少し触れましたが、事業所における特定事業所加算というのがございます。これは、事業所が質の高い介護サービス、これは訪問事業でございますけれども、それを提供することで加算を得られると。これは、事業所にとってもプラスになりますし、そのサービスを受ける市民の方にとっても質の高いサービスを受けられるということで、双方にメリットがあることでございます。

この辺の加算の取り入れの仕組みを取り入れるよう、市としてもバックアップをしていくということに加えて、やはり介護の事業所の職員の働きやすさというものも市として支援をしていくことが必要で、茨城県が7月から訪問系サービス事業者、従事者を対象としたカスタマーハラスメントなどの相談窓口を設置して、必要に応じた弁護士や市町村の地域や会議につなげる仕組みなどにも取り組んでおりまして、市としても県と連携して事業所職員が働きやすい環境づくり、これも併せて支援をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） いろいろな支援を考えているということですが、この影響が、基本報酬減の影響が出るには、事業所によって時間的な経過の差があるというふうにも言われております。この介護事業所が、仮に継続が難しくなったり、万が一倒産するようなことがあったりすると、包括ケアシステムの中で重要な役割を果たしている訪問看護などが重要な影響を得て、市民に大きな影響が出てくるようになります。

介護保険制度の中ではなかなか難しいと思うんですけれども、介護保険制度の枠内にとどまらず、市内にある介護事業所の継続を通じて、市民の介護保険事業をこれから衰退させることがないように、途絶えさせないように、市民福祉を継続、発展させるような事業所の支援制度が考えられるのではないかなというふうに思います。

次の介護保険制度の改正は、3年後の2027年です。国の改正を待ってはい間に合わなくなる可能性がありますので、このようなこともお考えいただいて、現在は順調に進んでいると思われるところも今後心配なことがありますので、市として事業所の運営状況を正確にさらに把握していただいて、当面の対策として、事業所の運営継続に資する小規模事業所支援制度の創設などを早期に検討していただくことが重要なのかなというふうに思っておりますので、その辺については今後継続して検討をいただきたいと思ひまして、大項

目1は終わりにいたしまして、大項目2に移ります。

大項目2、農業振興とオーガニック給食への確実な前進のために、に移ります。

農業の担い手の人は以前から継続的に減少しており、ある資料によりますと、2000年には240万人いた農業の担い手が2020年には136万人に激減し、2050年には30万人までに減るという予測もございます。10年以内に多くの農村が崩壊しかねない現状であるとの指摘もあると言われております。

日本の食料自給率がカロリーベースで約37%であるということは、いざというときには大ざっぱに言って国民の6割が餓死してしまう計算だと、東大の鈴木則宏教授は著書に記しています。直面する日本の農業の課題は深刻であります。

そして、小項目①農業の現状と新規就農者。

笠間市の近年の農業の担い手が減少していると聞いておりますけれども、市内の全体の農家数の推移と新規就農者数の推移はどのようになっているか、お伺いをいたします。お願いします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 14番石井議員の質問にお答えします。

農業の現状と新規就農者についてでございますが、農業センサスによりますと、市内の農家数は、2015年は3,859戸、2020年につきましては3,276戸と、5年間で583戸の減となっております。

また、新規就農者につきましては、茨城県の就農青少年等調査によりますと、本市では、平成30年度以降、毎年おおむね15名前後の方が新規に就農されており、令和4年度におきましては雇用就農者の増加により、新規就農者が35名となっております。

農業の現状ということなので続けさせていただきますと、市内の農家数は減少傾向にございますが、一方、農林水産省が公表しております市町村別農業産出額の推計を見ますと、令和元年度、笠間市においては88億5,000万円と比べ、令和4年調査においては91億9,000万円と、3年間で3億4,000万円増加しているような状況でございます。本市といたしましても、今後も新規就農者など若い世代の方々が農業経営で生活できるように育成支援するとともに、農地の集積集約化による作業の効率化や農業経営をしやすい農地の確保を努め、新たな農業者に引き継ぎやすくすることで農業の維持発展を図ってまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 農家数だけではどれだけの人が農業に従事しているのかよく分かりませんので、農業従事者についてもお知らせください。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 農業従事者数につきましてはですが、農業センサスによると、本市の農業従事者数は、2015年が2,930名、2020年は2,421名でした。

なお、この農業従事者数につきましては、毎回センサスの調査の項目の内容が変わるため、単純な比較はできないものと考えております。内容としましては、2015年のセンサスのときには農業就業人口のうち、ふだん仕事として自営農業に従事した世帯の世帯員数、いわゆる専業農家の世帯の方全員の数、その後の2020年ですと農業経営体数に対して農業に60日以上従事した世帯の数ということで、毎回計算の方式が変わっておりますので、一概に比較できるものではないというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 農業センサスのデータがその都度基準が違うということと、5年ごとだということ、新規就農者とするマッチしないだけではなくて基準が違うということで、なかなか正確な把握というのは難しいところがあるなというふうに感じたところです。

しかし、5年間に農業従事者数は509人減少しております、1年当たりの平均にしますと102人の減少となるわけですね。新規就農者の人数というのは、調査したところによりますと、2018年から2022年までの年間で、5年間で96人という数字になっているというふうに思います。農業従事者数の減少数は505人、そして時期が少しずれているデータですので正確な比較にはなりません、減少分を補うことができた人数というのは、数字上で言いますと96人ですので、これを基に言いますと5年間の補充率は18.9%だということになります、先ほど言ったように正確な数字ではありませんけれども、減少した人数を新規就農者が補い切れていないというのは現実の姿なのかなというふうに思います。このままでは、農業従事者数のかなりの減少になると推測されます。

小項目①に関してですが、新規就農者の内訳を形態別に、令和2年、令和3年、令和4年についてお伺いをいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） まず、先ほどの御質問の答弁の中で、農業従事者の減に対して新規就農者が充足してないんじゃないかというお話につきましては、これも複合的に見なくちゃならない部分でございますので、そのほかに集積・集約・効率化等を進めておりますので、一概に数字だけで判断できるものではないということを御理解ください。

それでは、新規就農者数の内訳はどういう形態の方なのかというところでの御質問でございますが、新規就農者には新規学卒就農者、Uターン就農者、新規参入者、新規雇用就農者の四つの形態がございます。

新規学卒就農者とは、学校を卒業した就農者の方のことであり、令和2年度、令和3年度、令和4年度、いずれもゼロ人ということでした。

Uターン就農者につきましては、他の産業から転向し就農した農家出身者で、主に農業以外の職業に6か月以上継続して従事していた方でございます。令和2年度が9名、令和3年度が4名、令和4年度は2名でございます。

新規参入者とは、農業経営の基盤を全く持たず、新たに農地を借り入れ、または取得したなどにより就農した非農家出身者、または農家出身者の方が実家とは別に農業経営を開始した方々です。令和2年度につきましては5名、令和3年度は1名、令和4年度は3名でございました。

新規雇用就農者、あとは農業法人や個人の経営体との間で期間を定めない正規の雇用契約を締結した方で、パートタイマー、アルバイト、外国人技能実習生は除きます、令和2年度が2人、令和3年度が12名、令和4年度が30名でございました。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは、この分類の中で、公的支援を受けることができるのは、新規就農者の中のどのタイプの分類に属する、該当する人たちでしょうか。簡単で結構です。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 一定の要件をクリアすれば、新規就農者として国の支援は受けられるというところがございます。新規に農業に従事したからといっても、市や国からの公的な金銭支援を単純に受けられるものでございませぬ。就農後に新たな農業経営を営もうとする青年と、18歳から45歳未満が経営開始後5年間の経営計画をまとめた青年等就農計画を作成し、就農する市町村から認定を受けた農業者が認定新規就農者となり、認定を受けた農業者は、その計画に沿った公的な支援が受けられる制度となっております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは、新規就農者の中で認定新規就農者になれるという人は、通常は新規就農者としてどの程度の期間、新規就農者として農業活動の経験を積んだ人なんでしょうか。

同時に、平成30年から令和4年までの新規就農者の中で、認定新規就農者として認められた人は、合計何人いるのでしょうか。その2点についてお答えいただきたいのです。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） まず1点目、どのぐらいの期間農業やればいいのかというところがございますが、その期間は特に問わず、きちんとした青年等就農計画書が作成できていれば、認定新規就農者として認められるものと考えております。

また、認定新規就農者の累計の人数ですが、平成30年度から令和4年度までで、16名の方が認定新規就農者として活動をされております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 認定新規就農者になれば、受けられる公的支援というのはどのようなものがあるか、簡単に項目お願いします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 認定新規就農者の方が主に活用している補助制度は、市

単独事業である新規就農者の農業機械・農業施設等導入支援事業と、国補事業である新規就農者育成総合対策事業のうち、経営開始資金がございます。

新規就農者の農業機械・農業施設等導入事業は、農業経営に必要な農業機械や農業施設の導入に係る経費の一部を補助しております。また、新規就農者育成総合対策事業のうち、経営開始資金は、経営開始直後の農業収入が不安定な時期の認定新規就農者の経営を早期確立するための支援をするものでございまして、1人当たり年間150万円、夫婦の場合は1.5倍これを補助し、最長3年間支援を受けられる補助制度となっております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） そうしますと、平成30年から令和4年までの新規就農者の中で、補助を受けられる認定新規就農者として認められた人は16名ということが分かりまして、なかなか補助を受けて新しく農業にチャレンジするという人にとっては難しい状況もあるんだなということが分かりました。

農家数、農業従事者数が近年大きな減少となっており、いろいろな政策と組み合わせて、先ほど農業産出額が増えていると、このように言いましたけれども、このまま農家数、従事者数が減少を続けていって、笠間市の農業を維持、発展させていくということは難しいというふうに私は思います。新規就農者を増やすことというのは重要な課題だと思いますが、どうでしょうか。一言でお願いします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 新規就農者を増やすというのも、農業の中では非常に重要なものと考えております。

これに併せまして、先ほど答弁いたしました農地の集積、経営体の集約、あとICT等の効率化を図ることで総合的に見ながら、新規就農者も重要な案件ですが、そのほかの農業経営者の方も全ての方を見ながら、おのこの農業経営体に対して持続可能な農業をしていただくためのサポートをしていくのが重要な市の役目と考えております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） いろいろな政策と組み合わせるといっても大事ですけども、農業を担う人が激減していつてはならないと思いますので、重要だというふうな答弁はそのおりだなというふうに受け止めた次第です。

それで、新規就農者を増やしていくためには、それなりの積極的な取組が必要だと思うんですけども、現在、新規就農者を増やすためにどのような取組をしているのか、その典型的な例などを教えていただきたいと思うんですけども。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 新規就農者を増やす具体的な取組といたしましては、市の第2次笠間市農林業振興基本計画において、新規就農者と中心経営体の育成支援の内容を記載しております。農業の新たな担い手として市内外から多様な人材による新規就農を

促進するとともに、地域の中心経営体として農業者を育成し支援をしております。

具体的な就農意欲の喚起に係る方針として、笠間地区の改良普及センターと連携し、就農に向けた相談会を随時実施、受付をしております。また、県内で行われる就農相談会に積極的に参加して、笠間市の農業についてのPRなどを行っているような状況でございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） いろいろな取組をしているということが分かりましたけれども、現実に農業従事者の減少は、新規就農者の数の何倍もの勢いで進んでいるというふうに数字からは見えてきますが、やっぱり笠間市の農業を支えるのは、農業に携わる人たちの努力というのは大きいところがあると思います。新規就農者を増やしていくためにも、笠間市の新規就農者に対する支援制度をもう少し拡充する必要があるのではないかなというふうに思います。そして、市独自の意欲的な数値目標等、実現にふさわしい支援策の拡充、国支援、同時に市の支援がどうしても必要だと思えます。

ところで、新規就農者に対する数値目標というのは、現在どのような目標を持っているのでしょうか。簡単をお願いします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 笠間市第2次総合計画後期施策アクションプランにおいて、令和2年度の数字ですが、現状値を14名、毎年と設定いたしまして、それから累計80名と計画しております。そのため、令和3年度から毎年度、14名の新規就農者を創出することを目標としているところでございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 分かりました。農業従事者がどんどん減っていくという状況は、今後の笠間市の農業の維持、それから発展のためにはリスク要因になっているというふうに思います。これからさらに支援を拡充して、新規就農者が増えることができるような政策を打ち立てていただきたいということを強く思いまして、次の質問に入ります。

それでは都合で小項目②を割愛して、小項目③に移ってよろしいでしょうか。小項目③に、いいですかね。

小項目③減農薬・化学肥料の削減・有機栽培面積の拡大方針にかかわる取組について、お伺いをいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 減農薬・化学肥料の削減・有機栽培面積の拡大方針に係る取組についてでございますが、持続可能な地域農業を目指し、環境に係る負荷を低減した農業、学び合い、取組、環境農業の普及発展を推進し、生産から流通、加工、消費までの一貫した仕組みづくりを図ることを目的といたしまして、笠間市環境農業推進協議会を

本年2月22日に設立したところです。協議会は12名で構成され、その中で、生産者を6名、うち野菜が1名、水稲が3名、畜産1名、栗の事業者が1名でございます。そのほか、各関係行政機関で構成されておりまして、この協議会の推進体制につきましては、全国各地で有機農業の推進と課題解決に関わり実績のあるコンサルティング会社と連携しながら事業を進めてまいります。今年度から既に同協議会が主体となり、有機栽培技術講習会や実証場を設置した有機農産物の生育調査などを行い、県と連携しながら水稲の栽培技術マニュアルの作成を始めたところでございます。

今後、国のみどりの食料システム戦略推進交付金を活用しながら、有機農業をはじめ環境に優しい農業に取り組み、農家の方々にも周知しながら、有機栽培の面積の拡大を目指していきたいと考えております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 時間もなくなってしまうかもしれませんが、地産地消で有機米、有機野菜を作成する農家の育成なんですけれども、これはオーガニック学校給食の実施とも関わっていると思いますが、その辺についても確実に進めていただけますようお願いしまして、時間になりましたので質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（大関久義君） 14番石井 栄君の一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（大関久義君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、18日午前10時から開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

なお、この後、総務企画委員会が開催されますので、委員の方々には委員会室へお集まりください。

午後4時17分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 大 貫 千 尋

署 名 議 員 小 菌 江 一 三